

川辺町第5次総合計画（案）

平成26年3月

目 次

序 論 総合計画策定の背景	1
第1章 総合計画策定の背景と計画の構成	1
第2章 まちづくりを取り巻く状況と課題	3
第3章 川辺町の主要課題	9
第1編 基本構想	11
第1章 第5次総合計画の役割	11
第2章 まちづくりの基本理念と将来像	12
第3章 将来人口	14
第4章 土地利用構想	16
第5章 施策の体系と分野別施策の方向	18
第2編 基本計画	21
2 - 1 重点プログラム	21
【1】かわベシビックプライドづくりプログラム	21
【2】安全安心まちづくりプログラム	22
2 - 2 分野別計画	23
第1章 美しく安らぎのあるまちづくり	23
第1節 環境共生の推進	23
第2節 循環型社会の形成	26
第3節 防災・災害対策	28
第4節 消防・救急	31
第5節 防犯・交通安全	33
第6節 消費生活・住民相談	36
第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり	38
第1節 健康づくり	38
第2節 地域福祉の推進	41
第3節 子育て支援	43
第4節 高齢者福祉	46
第5節 障がい者福祉	49
第6節 医療	51
第7節 社会保障	53

第3章 みんなで学び合うまちづくり	55
第1節 学校教育.....	55
第2節 青少年の育成.....	59
第3節 生涯学習・文化財保護.....	61
第4節 スポーツ.....	64
第4章 快適に暮らすことができるまちづくり	66
第1節 居住環境.....	66
第2節 道路.....	68
第3節 公共交通.....	71
第4節 公園・緑地.....	73
第5節 治水.....	75
第6節 上水道.....	77
第7節 下水道.....	79
第5章 新たな活力をおこすまちづくり	81
第1節 農林業振興.....	81
第2節 商工業・サービス業振興.....	84
第3節 勤労者.....	86
第4節 観光・交流.....	88
第6章 共に考え行動するまちづくり	90
第1節 協働の推進.....	90
第2節 地域コミュニティ.....	92
第3節 プロモーションと広報広聴.....	94
第4節 人権・男女共同参画・多文化共生.....	96
第5節 行政運営.....	99
第6節 財政運営.....	101
第7節 定住自立圏・広域行政.....	104

序論

総合計画策定の背景

第1章 総合計画策定の背景と計画の構成

1 第5次総合計画策定の背景

川辺町では、平成20年度に「川辺町第4次総合計画」を策定して、「美しく輝く 水辺と心を育むまち」を将来像として、住民とともにまちづくりを進めてきました。

一方、21世紀の上四半世紀に向けて、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化してきました。我が国は人口減少、少子高齢化が進んでおり、本町でも特に高齢化が著しく進むことが予測されます。また、成熟社会化が進展して、住民のライフスタイルや価値観が多様化しています。

このため、本町においては、地域社会の自立性を高めて活力あるまちづくりを進めることや、限られた財源・資源を有効に活用することが求められます。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらしましたが、東海地域においても東海・東南海・南海地震の発生が強く懸念されます。また、世界的に自由貿易協定締結の動きが広がっており、我が国の経済活性化が期待される一方で、農業などへのマイナス面の影響が強く懸念されています。

このように我が国あるいは岐阜県においても人口をはじめ経済規模が縮小傾向にある中で、住民とともにまちづくりの方向についての考え方を共有することが必要です。つまり、町としての必要なことを着実に進め、かつ、次代を開く新しい挑戦をするまちづくりを進めることが求められます。

2 総合計画の構成

(1) 計画の性格

こうした背景を踏まえて、川辺町第5次総合計画は、次の3つの性格を持つ計画として策定しました。

川辺町の行財政運営の指針となる最上位の計画

川辺町が行財政運営を進めるための方向についての根拠となり、また、まちづくりの方向と方策を進める指針となる計画です。

総合計画は、川辺町が策定する計画の中でも、行政運営の基本となり行政の各分野において一番尊重する最上位の計画です。

中長期のまちづくりの指針を示し町民と共有する計画

総合計画においては、10年間のまちづくりの方向を構想し、さらに当面の5年間の取組みを示します。

序論 総合計画策定の背景

総合計画は、こうした中長期のまちづくりの指針や取組みについて住民に分かりやすく示し、一緒に実現に向けてまちづくりを進めるための住民と共有する計画です。

町民と行政が協働でまちづくりを進めるための指針となる計画

右肩上がりの時代が終わった中では、行政が全ての公共サービスを充実することや、住民や地域の細かい要望に対応することは難しくなっています。

このため、住民が地域でできることはできるだけ主体的に取り組むとともに、住民と行政が役割分担を行い協働でまちづくりを進めるためのみんなの約束事です。

(2) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

基本構想

基本構想では、長期的かつ総合的な視野に立ち、町のめざす「将来像」と、それを実現するための目標や方針について示しています。

【計画期間】 平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために、行政の各分野において実施すべき施策を体系的に示しています。

「重点プログラム」として、特に力を入れる重点施策を各分野の施策から組み合わせた大きな取組みとして掲げています。

【計画期間】 前期基本計画は平成 27 年度から平成 31 年度

後期基本計画は平成 32 年度から平成 36 年度

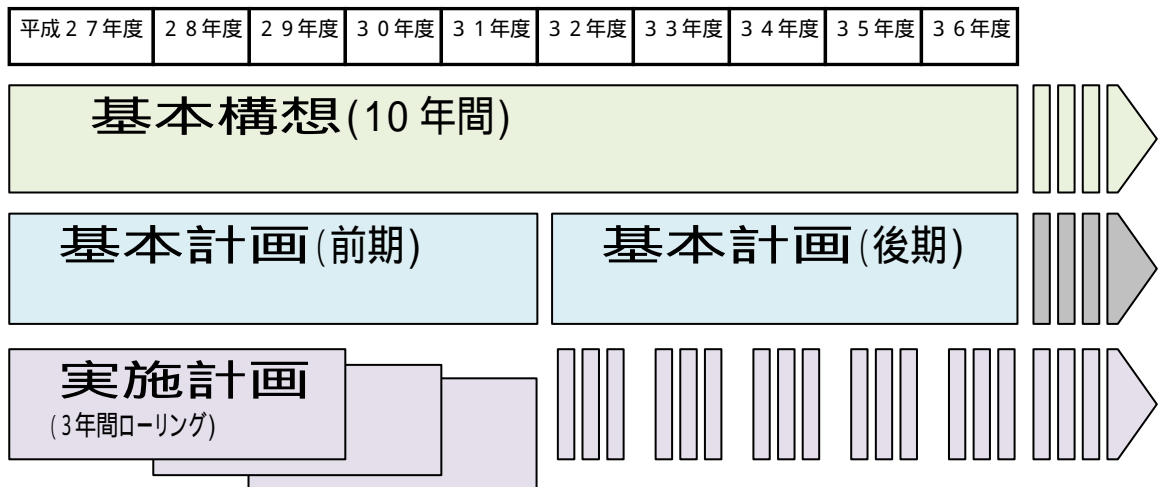
実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき実施する事業の内容や財源、実施年度等について示しています。

【計画期間】 最初は平成 27 年度から 29 年度

3 年間のローリング（向こう 3 年間の計画を毎年策定）

図 計画の構成と期間



第2章 まちづくりを取り巻く状況と課題

1 上位計画・関連計画

国の「国土形成計画」の「中部圏広域地方整備計画」においては、国際交流圏・多文化共生圏、産業・技術のイノベーション圏、人々が生き生きと安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏を目標として掲げています。

岐阜県長期構想においては、「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県をめざして～人口減少時代への挑戦～」と方向を掲げて、多様な主体との連携することなどを県政運営の基本指針として示しています。

このように、国・県は人口減少時代の進展などを見据えて、交流や環境を重視する地域づくりや、住民や活動団体と連携したまちづくりを必要としています。

2 川辺町の基礎的な動向

本町の人口は10,593人（平成22年国調）、世帯数は3,502世帯です。人口は平成19年から自然減かつ社会減となっており、今後も減少が続くと予想されます。

年齢別人口では、0～14歳：13.7%、15～64歳：59.8%、65歳以上26.5%であり、高齢化が一層進むと予想されます。

本町の就業者数5,291人（平成22年国調）であり、そのうち第1次産業就業者数の割合は2.6%、第2次産業就業者数は40.6%、第3次産業就業者数は54.4%となっています（その他分類不能）。今後も農業と製造業の就業者数は減少し、第3次産業就業者の割合が高まっていく傾向にあります。

本町の行政面積は41.18k㎡で、うち、山林が44.0%、保安林が33.6%です。また、飛騨川

序論 総合計画策定の背景

沿いのまとまった平地に市街地を形成しており、自然や農地が豊かな中で、比較的コンパクトなまちを形成しています。

3 意識調査結果から見た特徴

平成 24 年度に実施した「住民意識調査」と「中学生のまちづくりについての意識調査」の結果、次のような特徴が見られました。

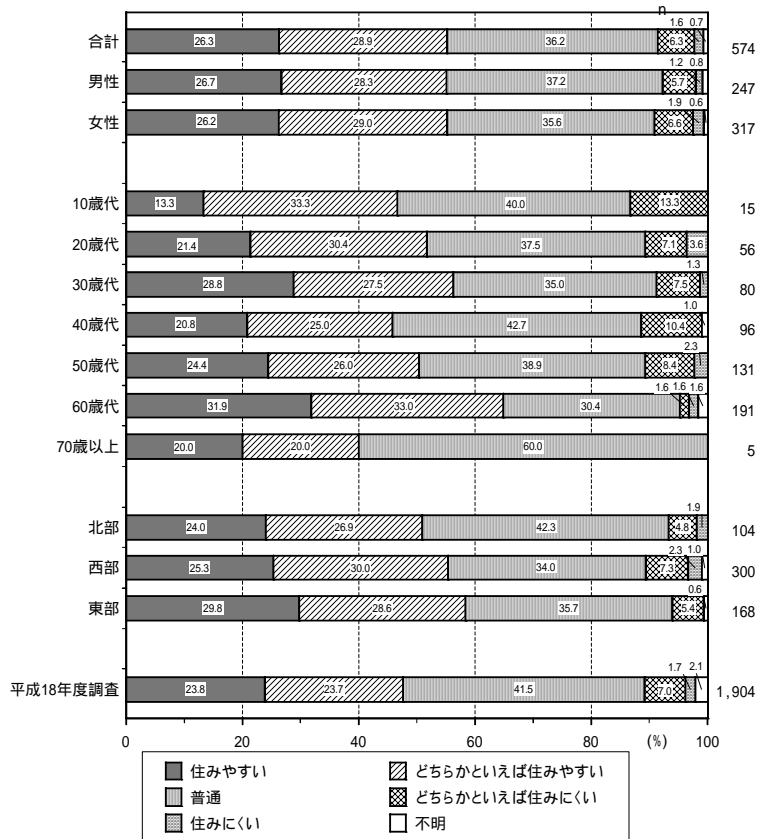
意識調査の概要

- ・住民：18 歳以上の住民から 1,000 人を無作為抽出して実施。有効回答数は 574、有効回収率 57.4%
- ・中学生：川辺中学校生徒全員 346 人を対象として実施。有効回答 320、有効回答率 92.5%

住み心地は『住みやすい』約 55% <単数回答>

【住民】「住みやすい」が 26.3%、「どちらかといえば住みやすい」が 28.9%で、『住みやすい』は合わせて約 55%です。平成 18 年度調査よりも『住みやすい』が 8 ポイント程度上昇しました。

図表 住み心地(性別・年齢別・地区別)



注)クロス集計では地区を次の3地区にまとめました。

- ・北部：上川辺区、下麻生区
- ・西部：石神区、中川辺区、西栃井区、下川辺区、鹿塩区
- ・東部：下飯田区、福島区、比久見区、下吉田区

川辺町の良い点は自然が豊かなこと、悪い点は職場が少なく交通が不便なこと <複数回答>

【住民】川辺町の魅力・良い点では、「川や山、田などの自然が豊かである」、次いで「災害の発生が少ない」の割合が高くなっています。川辺町の欠点・悪い点では、町内及び周辺に職場が少ない、「周辺のまちへの交通の便が悪い」、「商業施設が整っておらず、買物に不便である」の割合が高くなっています。

【中学生】川辺町の魅力・良い点では、住民と同様に「自然や静かな環境」、「災害や事故・犯罪などが少ないこと」の割合が高くなっています。欠点・悪い点では「買い物するところが少ないこと」と「スポーツ施設や文化施設がないこと」、「娯楽施設やレジャー施設がないこと」の割合が高くなっています。

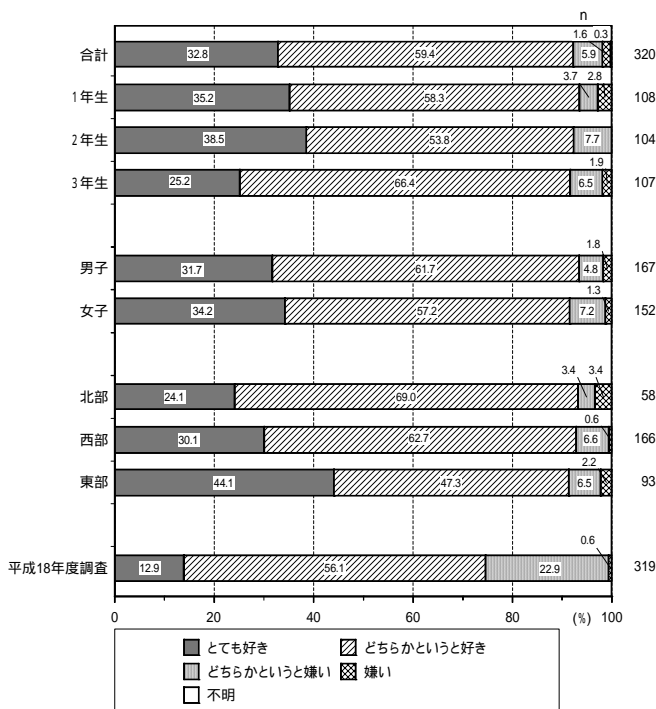
川辺町が『好き』好きが90%以上 <単数回答>

【中学生】「とても好き」と「どちらかという好き」で『好き』が90%以上となっています。

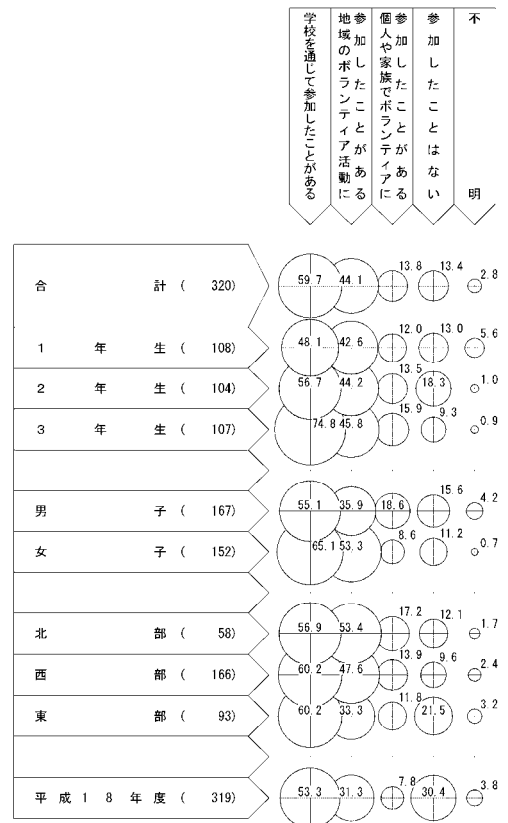
ボランティア活動の参加経験は豊富 <複数回答>

【中学生】「学校を通じて参加したことがある」が59.7%、「地域のボランティア活動に参加したことがある」が44.1%と参加経験は豊富です。

図表 川辺町が好きか(学年・男女・地区別)



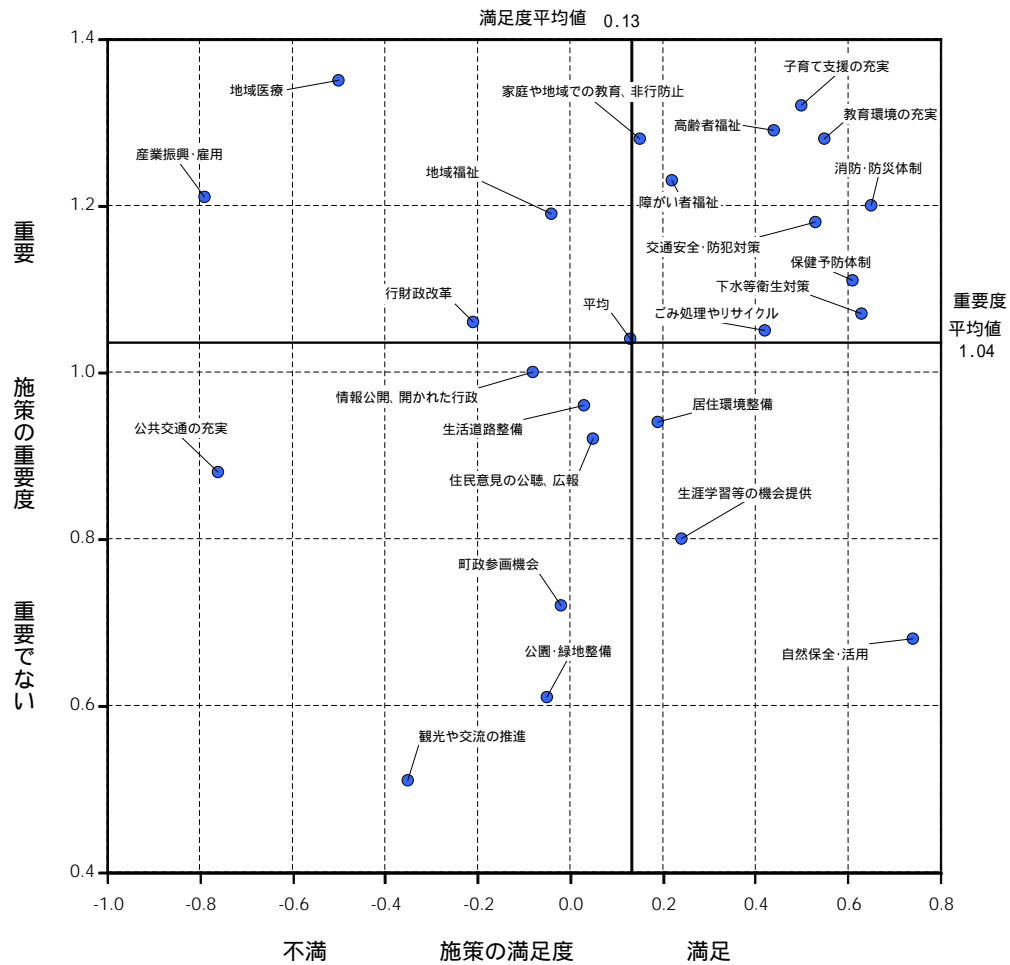
図表 ボランティア活動の経験(学年・男女・地区別)



満足度と重要度の評価 <項目別の満足度、重要度の単数回答>

【住民】「重要度が高く」「満足度が低い」項目は、「医療施設、夜間・休日診療の体制」、「町内の産業の振興・雇用の場の確保」、「地域で困った人を支え合う体制づくり」、「行財政改革への取り組み」となっています。

図表 満足度と重要度の評点分布

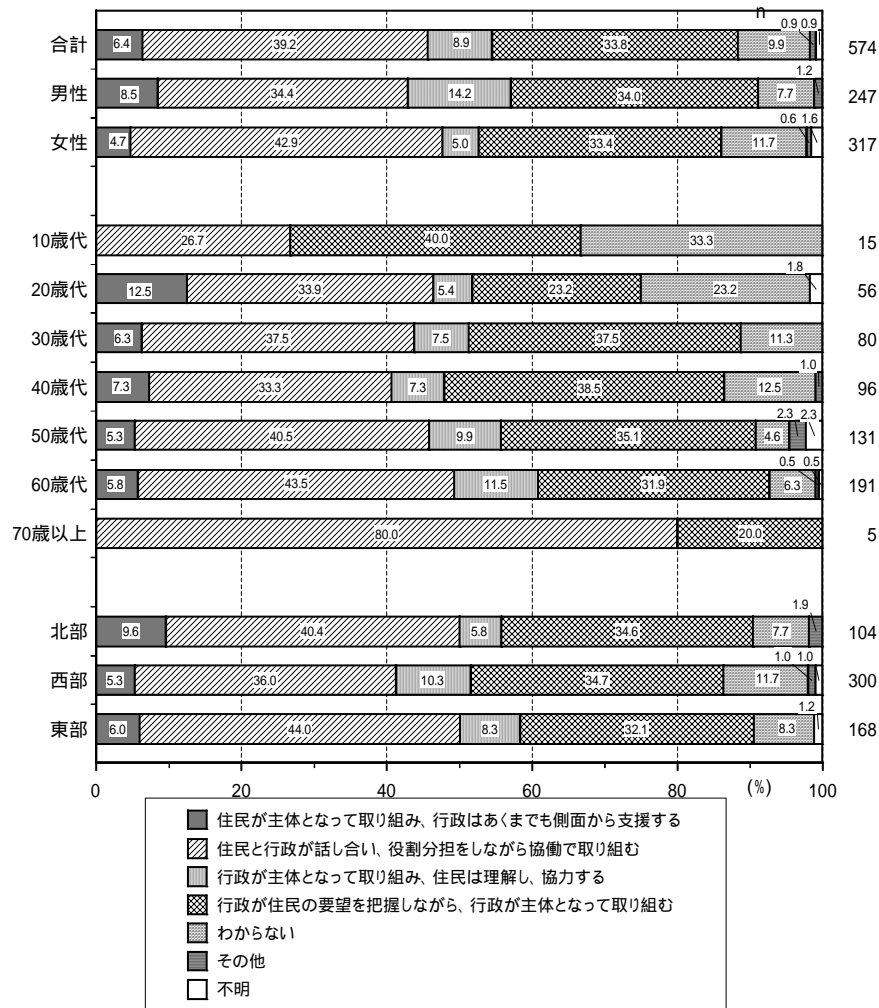


(注) 満足度の評点は「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点として、それぞれ回答数にかけて合計して、これらの回答総数で割った点数を示しています。重要度についても、同様に回答にウエイトを付けて算出しています。

まちづくりの進め方は『住民主体』がやや多い <単数回答>

【住民】『住民主体』が約46%、『行政主体』が約43%で『住民主体』がやや多くなっており、協働によりまちづくりを進める意欲がうかがえます。

図表 まちづくりの進め方(性別・年齢別・地区別)



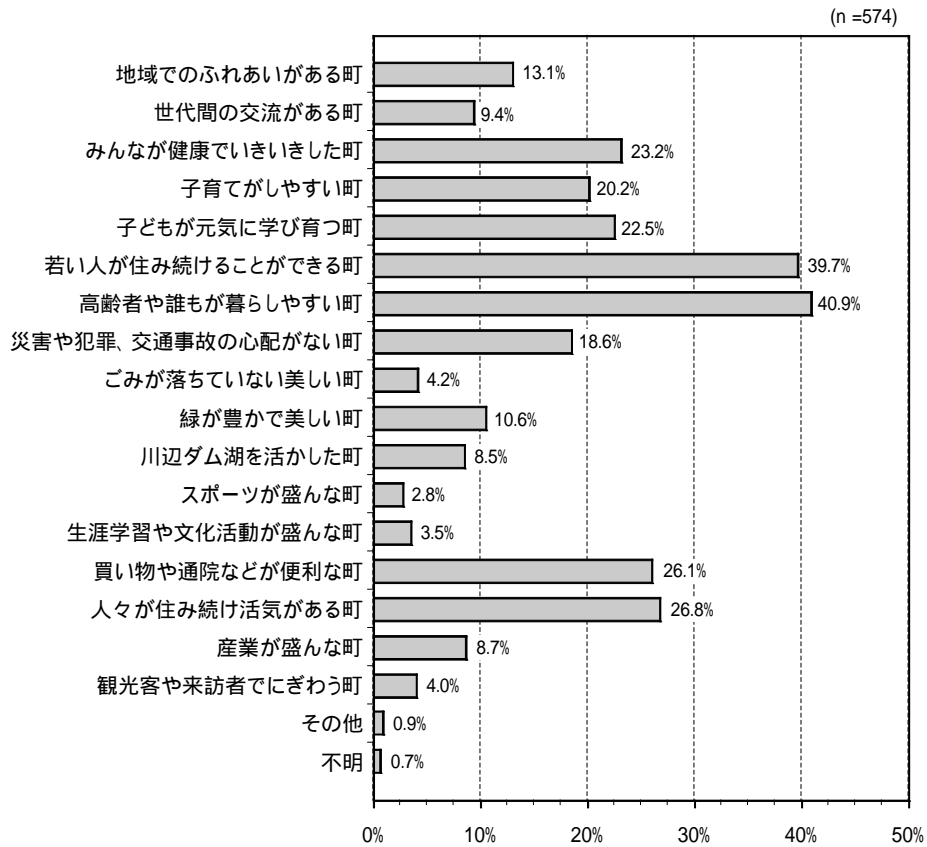
めざすべき町の姿<複数回答>

【住民】10年後にめざすべきまちの姿のイメージとして、「高齢者や誰もが暮らしやすい町」と「若い人が住み続けることができる町」が約40%で多くなっています。

これらよりも約15ポイント低いですが、次いで「人々が住み続け活気がある町」や「買い物や通院などが便利な町」、「みんなが健康でいきいきした町」や子育て環境などが、多くなっています。

【中学生】中学生に質問した「川辺町が将来どのような町になってほしいか」という設問(選択肢が若干異なります)の回答結果と比較すると、住民と同様に中学生も安心・安全な環境などを求めています。中学生は自然やきれいな環境、スポーツや若者向けの場を強く希望しています。

図表 めざすべき町の姿【住民】



第3章 川辺町の主要課題

川辺町を取り巻く社会経済情勢や、上位計画、現状分析、住民意識調査結果、中学生のまちづくりについての意識調査の結果などから、本町の主要課題は、次のように整理することができます。

交流や環境の視点と周辺市町村との共生が課題

国・県が示す上位計画等からは、これからの地域づくりの方向として、交流や環境に配慮する視点での取組みが課題です。

また、「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づいて多様な事業を進めてきたように、周辺市町村と共生するまちづくりが課題です。

美しい自然環境を大切に地球にやさしい地域を形成することが課題

川辺町の特長として今までアピールしてきた川辺ダム湖はもちろん、水や生物を育ててきた山林を美しく保つことが課題です。

自然環境に配慮するとともに、エネルギーの安定確保のために、住民や事業所が省エネを推進することや、新エネルギー導入の可能性を探ることが課題です。

人口の減少を抑制することと元気に住み続けることができる環境づくりが課題

このままでは人口減少と少子高齢化が加速すると予想されるため、人口の減少を抑えることができるように、子ども、若者が本町に住み続けるようにすることや、ファミリー層が住みたくなるように本町に住む魅力を創出することが課題です。

誰もが安心して日常生活を営むことができるように、高齢者などを地域で見守り、支え合うことや、日常生活を支えるために移動しやすい環境づくりが課題です。

生まれ育った川辺に愛着を持つ人づくりに力を入れること

次代の本町を担う人づくりのために、思いやりがあり、たくましい子どもを育てることや、若者が本町へ愛着を持ち続けるために、まちづくりに参画して楽しめる機会づくりが課題です。

みんながいいきと生活することができるように、自主的に学び合い、生きがいをつくる機会をもたらすことが課題です。

今まで以上に地域の安全を大切にすることが課題

土砂災害などの防止や、住宅やまちの災害・減災について今まで以上に配慮して、住民とともに対策に力を入れることが課題です。

高齢者等を狙った悪質商法や詐欺など被害にあわない地域づくり、子どもの虐待などの防止や交通事故に遭わない安全な生活空間づくりが課題です。

農地保全と低・未利用な農地の有効活用が課題

本町は水田を中心に農地がまとまっており、農業振興を図りながら利用を促進し、適正に農地を保全するとともに、低・未利用な農地の有効活用を図ることが課題です。

新たな産業を起こすしかけを持つことが課題

町内に雇用の場を創出するために、新たなビジネスの起業化と既存事業所の拡張の促進、小規模な事業所を含めた企業立地の受け入れなど、多彩な産業振興を起こしていくことができるしかけを持つことが課題です。

これまで以上に住民、事業者、行政が力を合わせてまちづくりを進めることが課題

行政主体ではなく住民主体でまちづくりを進める意識が高くなっていますが、住民が性別や国籍、障がいの有無などで差別をせず、お互いに尊重し合い、力を合わせて社会を築くことがますます求められます。さらに、地域のリーダーになる人材の掘り起しや、ボランティア活動の経験が豊かな若者のまちづくりへの参加を図ることが課題です。

また、住民と事業者、行政が明日の川辺町を築いていくために、それぞれがまちづくりに対して役割を果たしながら、今まで以上に力を合わせていくことが課題です。

第1編

基本構想

第1章 第5次総合計画の役割

第5次総合計画においては、行財政運営や中長期のまちづくりの指針としての総合計画の性格に加えて、町民が求めることや必要なまちづくりを着実に実行する役割と、川辺町の特徴をつくり、町にとって様々な効果を創出することができるように「プロモート」する役割を担うことを示しています。

また、第5次総合計画では、これらの役割に加えて地域力を高めて町民と行政が協働でまちづくりを進める方向を示しています。

(1) 効果的かつ創造的なまちづくりの指針となる計画

行財政事情が厳しい中で、費用対効果を考慮した取組み、町民が求める取組みを着実に実行する指針としての計画です。

(2) 川辺町の特徴づくり・プロモーションの方向を示す計画

町の資源である川辺ダム湖や、快適な居住地のイメージを創出して発信し、定住・居住の誘導、交流などの取組みを進める戦略を示す計画です。

(3) 地域力を高めて支え合い、みんなが行動することを喚起する計画

地域の自治意識を高め、地域でできることは地域で解決する、また、町民と行政とが共通の目標を持って、協働でまちづくりを推進する指針となる計画です。

第2章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

川辺町のまちづくりは、今あるまちの資源を活かしながら、まちづくりを開始し（「漕ぎ出し」）みんなで支え合い、「息を合わせて」協働でまちづくりに取り組みます。

これらの取り組みを川辺町の財産として積み上げて、次代を担う若者が住み続け、町や地域コミュニティが持続するように成果を上げる（「軌跡を残す」）まちづくりを進めます。

（1）「漕(こ)ぎ出す」 町をプロモートする、活力を起こす

町の資源を見直し、また、新たなまちづくりの活動を起こして、住民の誇りを養い、自慢できるまちづくりを進めます。

町の良さを再発掘して分りやすく鮮やかに情報発信を行い、多様な業種や規模の事業を振興して産業活性化を促します。（「プロモートします」）

（2）「息を合わせる」 支え合う、協働で取組む

住民の自発的な活動を引出し、行政と住民や事業者との連携を深めて、協働による取り組みを強化します。

住民の緊密な関係を持ち続けている地域コミュニティの維持と自立性の強化をめざすとともに、多様なテーマでまちづくりや社会貢献に取り組む新たな住民活動を育成します。

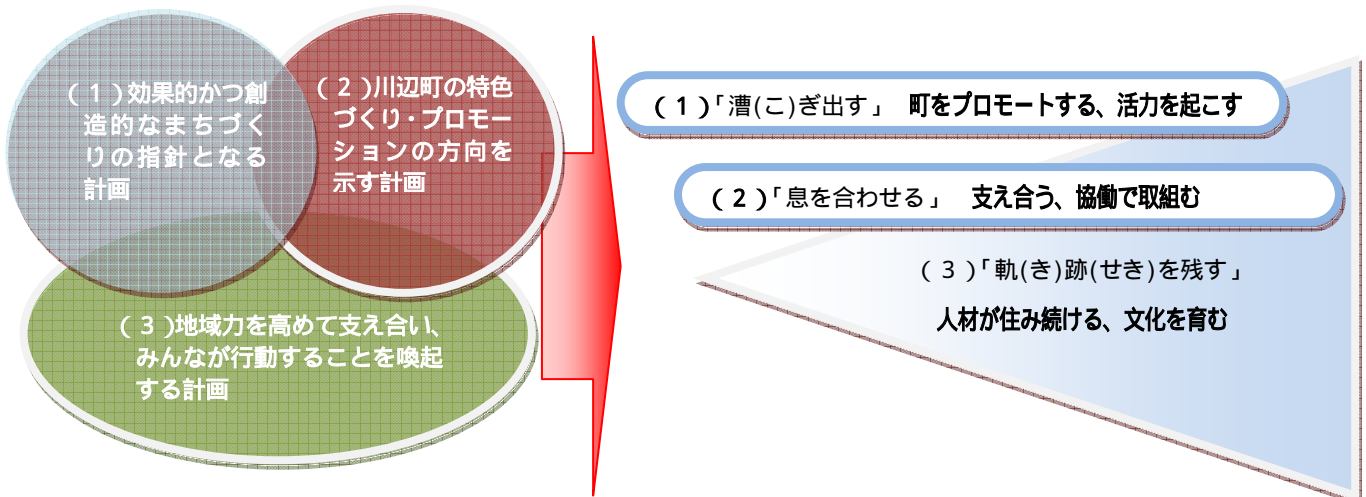
（3）「軌(き)跡(せき)を残す」 人材が住み続ける、文化を育む

以上の取り組みにより町のイメージをさらに高めて、若者の定住を促し、自然と農地に囲まれた豊かな小都市として自立性と持続性を高めます。

また、住民が誇ることができる町の風格を形成するとともに、歴史文化を継承し新たな芸術文化を育成します。

第5次総合計画の役割

まちづくりの基本理念



2 川辺町の将来像

川辺町は、町域の約7割を山林が占め、町の中央を飛騨川が南北に流れる山と水の町として、自然が豊かで暮らしやすい地域を形成してきました。

また、本町はダム湖の周辺整備を行い散策などの余暇の場として、また、ダム湖はボート競技に絶好の条件を備えており全国の愛好家に知られています。

緑豊かな山々に育まれている飛騨川やその支流の水質は美しく、清流が生活の場をうるおし、心地良くしています。

川辺町の特色である清流を町民みんなが愛でて大切にし、次代に継承するとともに、自然環境や良いイメージを町の活力や人の活力に結びつけるまちづくりを展開します。みんなが主役となってまちづくりを進めて、町をほかの地域にもプロモートするとともに、誰もが安全安心に暮らし、また新たに住み、ボート競技などで訪れることができる環境を形成していきます。

将来像

「清流と人が織りなす活力あるまち」

第3章 将来人口

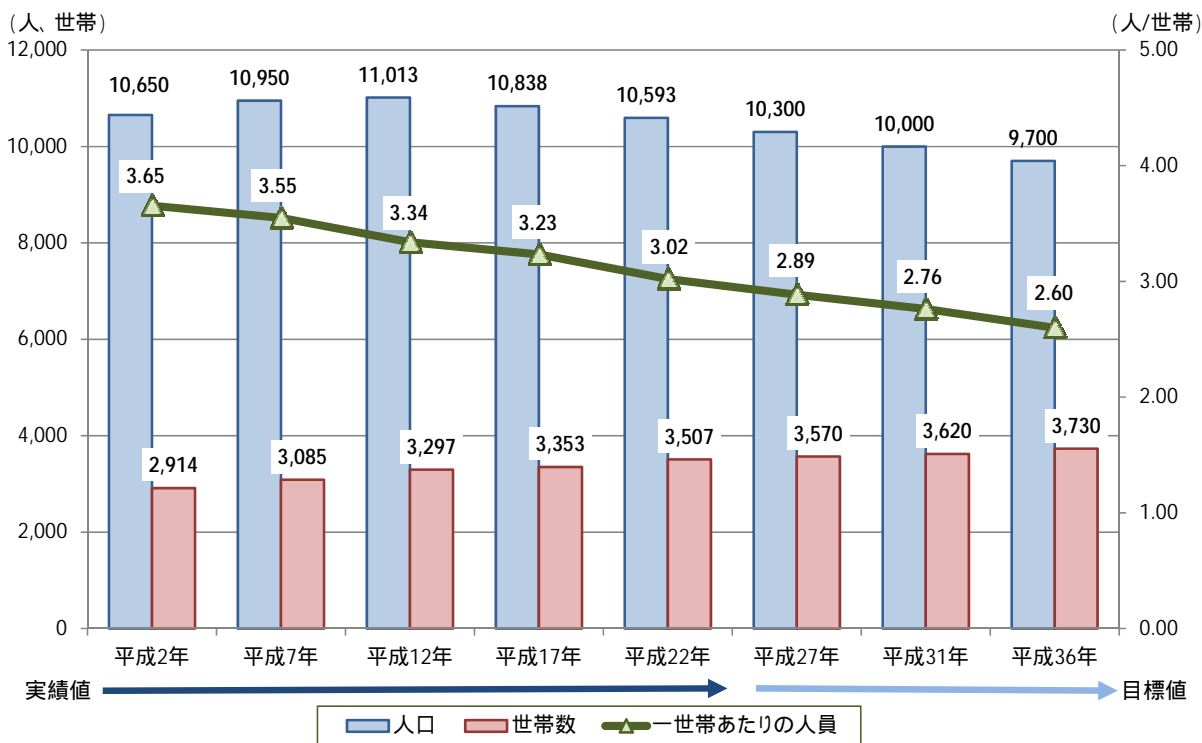
本町では平成12年をピークに減少しており、今後も人口推計の結果では人口が減少し、平成31年には9,999人、平成36年には9,617人になることが推計されるとともに、少子高齢化が進むことが予想されます。

そこで、良好な市街地の形成、産業活性化による就業の場の確保、生活環境の改善や教育環境の充実、健康づくりと子育て支援の充実、地域の魅力向上・発信など、人口の流入や定住を促す施策を展開し、人口減少の進行を緩和させることを目標とします。

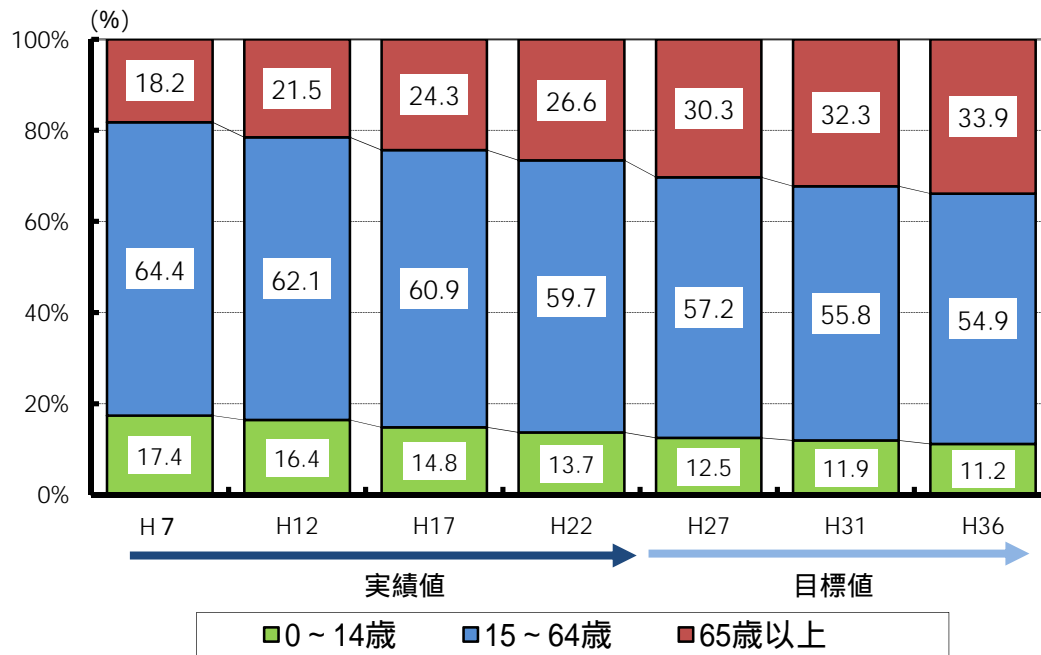
したがって、本計画の目標年次における人口・世帯数を次のように想定します。



人口の推移と将来人口・世帯数(目標値)



年齢3区分別人口比率の推移(目標値)



(参考) 人口推計の結果

	実績値					推計値		
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成31年 (2020)	平成36年 (2025)
人口(人)	10,650	10,950	11,013	10,838	10,593	10,285	9,999	9,617
世帯数 (世帯)	2,914	3,085	3,297	3,353	3,507	3,567	3,627	3,702
一世帯 あたりの 人員(人)	3.65	3.55	3.34	3.23	3.02	2.88	2.76	2.60

第4章 土地利用構想

飛騨川、国道41号、JR高山本線の南北軸と東海環状自動車道や東海北陸自動車道による名古屋大都市圏や飛騨地域との連携を強化した広域的な都市構造をめざします。

優良農地や森林、飛騨川等の水辺を保全・活用しながら、豊かな自然環境が残る良好な市街地を形成します。

国道41号、国道418号、主要地方道可児金山線、美濃川辺線等の幹線道路やJR高山本線の交通ネットワークの強化を図りながら、豊かな町民生活や活発な経済活動の基盤となる土地利用を総合的・計画的に進めます。

住居系用地

定住人口を確保するため、農地や森林、水辺などと共生した住宅地を形成します。

安全・安心、快適に生活できるよう、災害にも強い生活道路の整備や上下水道の維持管理、公園などの既存施設の有効利用などを促し、良好な住環境を形成します。

商工業系用地

商業の活性化や工業の活性化に向け、既存産業の維持・発展を図るとともに、国道41号美濃加茂バイパス等のインパクトを活かして新たな商工業の展開を図ります。

農地・集落等

生産性の高い農業の推進や担い手等の育成を図りながら、良好な緑地空間として無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。

集落等については狭隘な生活道路の改善や排水対策等の生活基盤整備、公園等の整備を図り、安全・安心な住環境を確保します。

森林

生態系を保全しながら豊かな森林の保全・維持管理に努めます。

重要な水源であることを認識し、景観とともにその機能を保全します。

ダム湖周辺・水辺

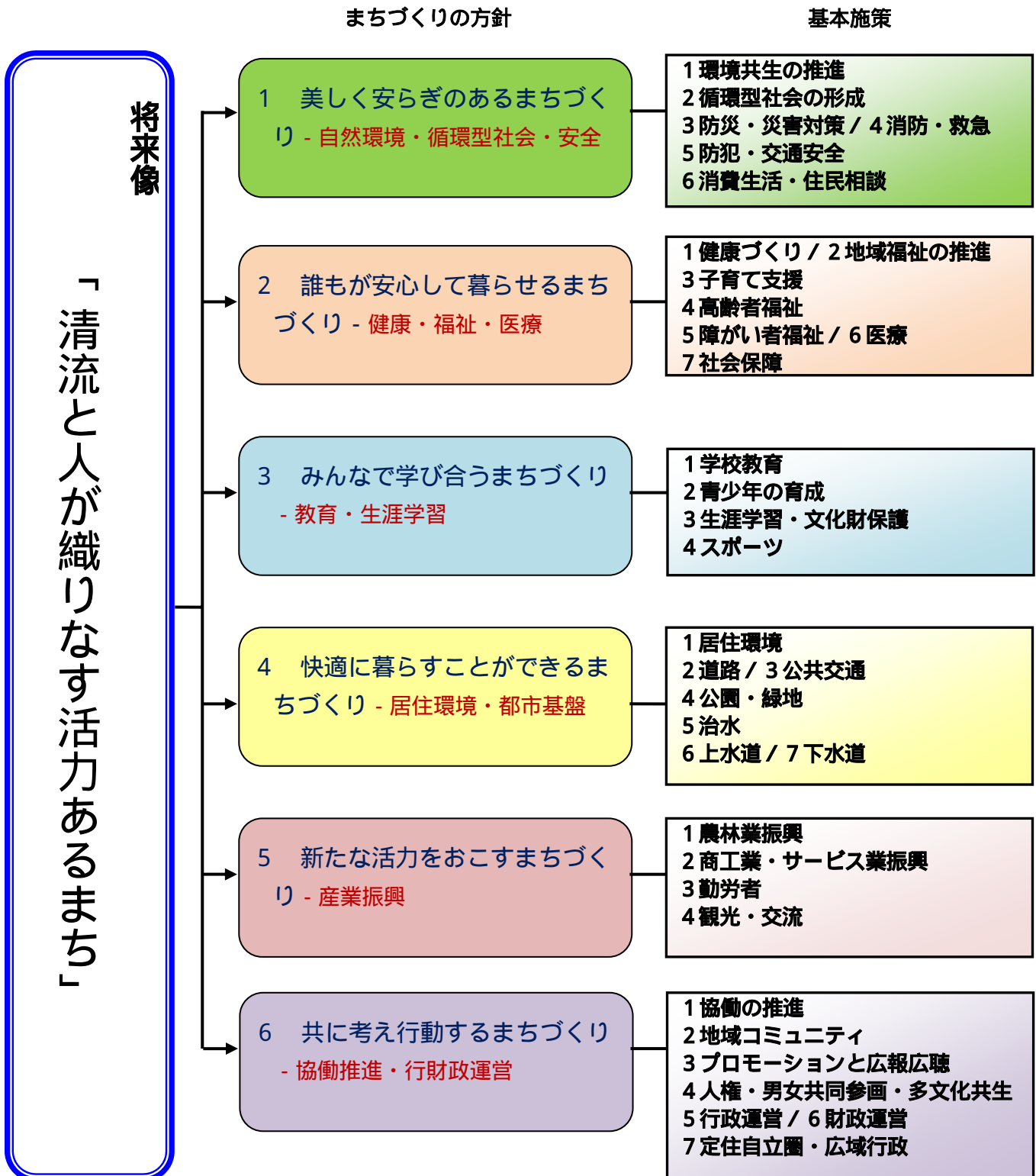
飛騨川とその支流などの水辺については、親水性に配慮しつつ、水質保全、生態系保全などの自然環境の保全に努めます。

川辺ダム湖及びその周辺については、町のシンボルとしてスポーツ・レクリエーションや交流の場として活用を図ります。

第5章 施策の体系と分野別施策の方向

1 施策の体系

基本計画に示す施策は、次に示す6つのまちづくりの方針とそれに基づいた基本施策で構成します。



2 まちづくりの方針別の施策の方向

まちづくりの方針別に主要施策を中心として、次のような取組みを進めます。

(1) 美しく安らぎのあるまちづくり - 自然環境・循環型社会・安全

- 環境にやさしいまちづくりを進めるために、ゴミ減量化の推進や再生可能エネルギーの導入を積極的に促すと共に、環境にかかわる情報発信や環境学習の機会の充実を図ります。
- 安全に生活することができるように、地域における防火・消防体制の強化、自主防災活動、交通安全対策の充実や消費トラブルの防止を図り、防災意識、危機管理の意識の向上を進めます。

(2) 誰もが安心して暮らせるまちづくり - 健康・福祉・医療

- 誰もが健康で元気に暮らし続けることができるように、住民のためのがん検診、健康診査や、妊産婦や乳幼児のための健診、健康相談の充実など、健康づくりを支援します。
- 地域における要援護者の見守り活動を充実するなど、地域福祉を推進します。また、子どもを産み育てやすいような支援、高齢者の介護予防や地域における日常生活の支援、障がい者の社会参加の支援や虐待の防止など、地域が一体となって安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- かかりつけ医を住民が持つことを促すとともに、国民健康保険などの医療保険制度や介護保険制度の健全運営に努めます。

(3) みんなで学び合うまちづくり - 教育・生涯学習

- 安心して学べるように学校の教育環境を改善するとともに、次代を担う子どもの生きる力や創造性を高めるために教育内容を充実します。
- 青少年が地域において健全に安心して暮らせる環境づくりと、社会参加の機会の充実を図ります。
- 住民誰もが生涯に渡って自主的に学ぶことができるように、生涯学習のための環境の充実、講座や文化・芸術の機会の充実、住民の貴重な資産である文化財の継承を図ります。また、川辺ダム湖を活かしたボート競技の振興や、トップアスリートの育成を支援します。

(4) 快適に暮らすことができるまちづくり - 居住環境・都市基盤

- 定住することができる環境づくりをめざして、空き家の有効活用や住宅の耐震化など居住環境の整備を促進します。また、町民に身近なうるおいのある空間として公園・緑地の整備を図ります。
- 安全に移動することができるように道路の維持管理を適切に進めるとともに、通学路の安全

第2編 基本構想

対策を推進します。また、便利で効率的な公共交通の実現をめざします。

- 集中豪雨等で発生する自然災害などを防ぐために土砂災害の警戒区域について周知を図るとともに、土砂災害対策と河川改修を推進します。
- 安心でおいしい水を供給するために、水質管理の徹底や水道施設の整備を図るとともに、災害にも強い下水道の整備を推進し、河川等の水質保全に努めます。

(5) 新たな活力をおこすまちづくり - 産業振興

- 持続性があり強い農業の実現と農地の保全をめざすために、営農の仕組みの再構築を図るとともに、農業経営体の育成を図ります。町内における産業立地を促進するとともに、日常生活に支障をきたさないように商業・サービス業の振興を図ります。また、町内をはじめとする雇用の場の確保と雇用機会の創出を図ります。
- 豊かな自然や歴史文化など町の資源から新たな観光資源を発掘するとともに、ボートを活用することにより地域間交流を推進して競技練習の誘致やイベントによる誘客を図ります。

(6) とともに考え行動するまちづくり - 協働推進・行財政運営

- 町民の自主的な活動を育成するとともに、地域課題に対して町民と協働で対処するために住民活動の支援を充実します。また、地域で問題解決を主体的に行うことができるように地域自治力の強化を図ります。
- 本町の地域としての良さを掘り起こし地域ブランドを創出して、情報発信を強化するとともに、行政情報や生活情報が行き渡るように広報を充実します。
- DVや児童虐待の防止、ワークライフバランスの促進により、誰もが人権を尊重する明るい地域社会をめざします。

第2編

基本計画

2 - 1

重点プログラム

本町が将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」に描くまちづくりをめざすために、基本計画に示す主要施策を組み合わせ、効果的にまちづくりを進めることができるように二つの重点プログラムを掲げます。

【1】かわベシビックプライドづくりプログラム

- 本町における今後の新たなまちづくりの視点として、住民一人ひとりが本町の良さを掘り起こして、学び合い、誇りを持って本町の良さを情報発信することができることをめざします。
- 特に、川辺ダム湖は本町の貴重な資源であり、ボートを通じた交流や、トップアスリートの育成に一層活かすことをめざします。また、本町の環境や文化などについて学び合い、シビックプライド（町への誇りや愛着）を高めます。
- 同時に、本町の特色あるイメージを情報発信することにより、観光客の誘致のみならず、定住人口の確保、産業立地の促進のためのPRが行いやすい環境を形成して、「かわベシビックプライドづくり」を進めます。

【主要施策】

- * 川辺町のプロモーション推進（第6章第3節）
- * 地域間交流の推進（第5章第4節）
- * 川辺ダム湖を活かしたスポーツ（第3章第4節）
- * 産業立地の促進（第5章第2節）
- * 環境学習の推進（第1章第1節）
- * 生涯学習機会の充実（第3章第3節）
- * 空き家等の利用促進（第4章第1節）

【2】安全安心まちづくりプログラム

- 地域においてみんなが助け合い、支え合うとともに、住民それぞれが役割を持ってまちづくりを進め、かつ、本町の課題に対して協働で取り組んで対処することを推進します。
- 特に、少子高齢化が進む中で、できるだけ地域で安心して住み続けることができる地域福祉や、子育てしやすい環境づくり、高齢者が元気に過ごすための支援を充実します。
- 同時に、安全な日常生活を過ごすことができるように、地域における防災や防犯意識を高め、みんなが活動に参加することを促進します。
- このように、安心して暮らしやすい安全な環境を実現していく「安全安心まちづくり」を推進します。

【主要施策】

- * 防災意識の啓発（第1章第3節）
- * 地域防犯活動の強化（第1章5節）
- * 地域における見守りの充実（第2章第2節）
- * 子どもを産み育てやすい環境づくり（第2章第3節）
- * 介護予防の援助（第2章第4章）
- * 町民活動団体の育成（第6章第1節）
- * 地域自治力の強化（第6章第2節）

2 - 2

分野別計画

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第1節

環境共生の推進

施策がめざす将来の川辺町

町民が環境に関する情報を得られやすくなり、自主的に町民、事業所共に省エネに努めています。

町民と事業所、行政が一体となって、自然環境の保全や環境美化に取り組んでいます。

現状と課題

近年では二酸化炭素等の排出量増加に伴う地球の温暖化など、町民にとって地球環境が身近な問題として認識されています。また、地球環境にやさしいライフスタイルや企業活動が強く求められています。

省エネ対応の電化製品や自動車などが普及しつつありますが、石油などの化石燃料の消費による地球温暖化などが進んでおり、省エネルギーの取組みや再生可能エネルギーを導入する動きが盛んになっています。

自然環境は地域の資源として、あるいは生物多様性を保全する要素として広くとらえられるようになっており、地域にも関わる身近な問題として自然環境保全に取り組む必要があります。

本町は、森林が総面積の約70%を占めるなど豊かな自然を有しており、本町の良さとして町民が感じています。

本町は、下水道事業など各河川の水質浄化を進めてきましたが、水質調査では季節的に基準値を超える項目があるほか、一部の河川では生活排水、事業所排水、あるいは農地・林地からの養分流出が原因と推測される基準超過が見られるなど、さらなる改善が必要です。

幹線道路沿いや、人目に付きにくい場所においては不法投棄が見られたり、ごみのポイ捨ても目立っています。

町民は自然が豊富であることが、川辺町の良い点であると考えています。今後もこれらの自然を守り、次世代に継承していくことが大切であることから、町民一人ひとりが自然環境を意識し、保全に努めていくことが必要です。

環境に関する情報を町民に提供して、地球環境にやさしい生活の普及や環境保全活動を促し、不法投棄の防止や環境美化、公害防止を進めて、良好な川辺町の環境を維持することが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
公共施設における太陽光発電の設置件数(件)	0	2	9
売電している住宅等における太陽光発電の設置件数(件)* 中部電力に照会	232 (25)	450	600
町内飛騨川支流河川における水質BOD(生物化学的酸素要求量)検出値の平均値 *水質調査	1.27 (24)	1.25	1.24
ダム湖や豊かな自然の保全・活用の満足度(%) *住民意識調査	73.7%	76.0%	78.0%

主要施策

(1) 地球温暖化の防止

再生可能エネルギーの導入

環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進し、地球温暖化防止、省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。

行政の率先行動の推進

省エネルギーへの取組み、必要な物について環境負荷が少ないものを選ぶグリーン購入、太陽光発電の導入など、町としてCO₂削減に向けた取組みを実施します。

(2) 地域活動の支援のための情報発信

環境に関する継続的な情報発信

地域住民の環境に関する知識や興味関心の底上げを図るために、広報誌に環境情報スペースを設けるなど、継続的な情報発信を図ります。

(3) 環境学習の充実

学校・家庭における環境学習の充実

学校と行政が連携して、環境に関する講座を行うと共に、子どもたちが知識を得て、家族で環境について考えることを促します。

関連施策

(1) 自然環境保全の推進

自然環境保全の推進

ダム湖の水質や緑豊かな自然を守り次世代に継承していくことが大切であるという意識を高め、生物の保護など自然環境保全のための活動を促します。

事業所との協働による環境保全の推進

町内事業所との交流、情報交換に努めるなど、企業と協働した環境保全の取組みを進めます。また、事業所に対し、地域との交流や環境保全に対する行動を促します。

環境監視の強化

地域環境の保全のため、河川水質や騒音・振動などの環境調査や公害の発生に対する監視の強化を図ります。

(2) 環境美化の推進

環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の根絶に努めます。

第2節 循環型社会の形成

施策がめざす将来の川辺町

分別収集が徹底されると共に、ごみの排出量が減少しています。

町内が一体となって、ごみのリサイクルに取り組んでいます。

現状と課題

ごみを出さずに資源の有効活用を行う循環型社会の実現のためには、ごみの発生抑制（リデュース 1） 再利用（リユース 2） 再資源化（リサイクル 3） 不要なものを買わない（リフューズ 4） 修理して使う（リペア 5）という5Rの推進が求められます。

本町から発生するごみは、主に可茂衛生施設利用組合により処理を行っています。これまでも再資源化などによるごみの減量化に取り組んできました。今後も引き続き、減量化に向けた取り組みが必要です。

ささゆりクリーンパークから発生するごみ焼却灰溶融スラグについては再利用が求められていますが、十分に活用されていない状況であり、処理コストの縮減のためにも利用の拡大が課題となっています。

ごみ・健康カレンダーの配布、ごみ啓発シールによる適正排出の促進、不適正排出者に対する直接指導等により正しい分別排出に努めてきましたが、依然、不適切な排出も見受けられます。

地域において快適な生活をおくるためには、ごみの分別収集をさらに徹底するほか、資源回収の活用などによりごみの再資源化を一層進めることが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
町民1人当たりのごみ（可燃・不燃・粗大）排出量（kg/年）	135.5 （H24）	135	134
拠点における資源（ペットボトル・発砲スチロール・その他プラ・牛乳パック）回収量（t/年）	47.5 （H24）	50.0	53.0
ごみを減らすことを心がけている町民の割合（%） *住民意識調査	58.5%	60.0%	62.0%

主要施策

(1) ごみの減量化の推進

ごみの適正排出及び減量化等の意識向上

生活環境及び公衆衛生を保持するため、家庭ごみの適正な分別排出に関する啓発指導やごみ処理の現状・減量に向けた取組事例などの情報提供を行い、町民と協働した啓発活動を充実させると共に、ごみの適正排出・減量化・資源化の意識高揚に努めます。

ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布と共に、ごみ分別早見表の作成やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集を分りやすく示し、正しく分別を行うことを促します。

関連施策

(1) 循環型社会に対する意識啓発

循環型社会をめざす取組みの推進

資源循環型社会の構築に向け、その重要性について啓発に努めるとともに、一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心掛けて頂くため、効果的に5Rを推進します。

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続すると共に、町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を促します。

生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

1：リデュース：ごみを減らす

2：リユース：再利用する

3：リサイクル：再び資源として利用すること

・ケミカルリサイクル：化学処理をして化学原料として再利用

・マテリアルリサイクル：製品の原材料として再利用

・サーマルリサイクル：熱エネルギーとして再利用

4：リフューズ：不要なものは買わない

5：リペア：修理して使う

第3節 防災・災害対策

施策がめざす将来の川辺町

災害など町民の生命や身体、財産に重大な被害を招く緊急時において、応急対策や復旧、住民サービスを円滑に再開できる総合的な危機管理体制が整っています。

災害時にも安全な住宅や公共施設の整備、避難路が確保されています。

地域が一体となって自主的な防災活動に取り組むと共に、災害時要援護者の支援体制が整っています。

現状と課題

東日本大震災により、防災対策の課題が浮き彫りとなりました。これを教訓に南海トラフ巨大地震の発生や短時間集中豪雨等に備え、町民と行政、事業所が一体となって防災・減災対策に取り組むことが大きな課題です。

本町では、地域防災計画に基づき防災対策を進めてきましたが、限られた人員や公共施設などの資源を活用して緊急時に対応するために、職員の防災対応力の向上や組織の整備など、平素からの備えや予防対策が必要です。併せて武力攻撃や感染症などから町民を保護するための対策も求められています。

高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する対応を充実する必要があります。

総合防災訓練の開催等により町民の防災意識の向上を図っていますが、未だ防災に対する意識が高いとは言えない状況です。このため、地域が主体となった防災体制づくりや活動を一層促すことが必要です。

個人住宅や公共施設の耐震化が進んでいますが、個人住宅の耐震化率は76%（平成25年）となっており、旧基準による建物(1)の対策が必要です。

本町では防災備蓄倉庫や資機材倉庫、耐震性貯水槽を設置してきましたが、今後も地域の実情にあった施設の整備を進める必要があります。また、防災や災害に対する情報を関係機関や町民に正確に伝えて、迅速かつ適切に行動できることが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
自主防災組織の組織率(%)	8.3%	100%	100%
大きな地震や水害等災害に備えている人の割合(%) * 住民意識調査	17.6%	50%	55%
消防・防災体制の整備についての満足度(%) * 住民意識調査	71.1%	80%	90%

主要施策

(1) 総合的な危機管理の強化

業務継続計画の策定と危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、災害応急対策と早期に行うべき復旧業務、通常時の業務の優先順位を明確にして、災害発生時に備える業務継続計画(BCP)(2)を策定すると共に、国民保護計画に基づいた総合的な危機管理体制の強化を図ります。

職員の防災対応力の向上

職員向けの災害発生時に対応できる訓練等を実施することにより、防災対応力の向上を図ります。

(2) 地域防災体制の強化

減災に向けた地域防災の強化

大規模地震をはじめ短時間集中豪雨の対策や、高齢者など災害時要援護者の対策を充実して、減災のための地域防災体制や活動の強化を図ります。

自主防災活動の強化

自主防災組織の設立と、組織の核となる防災リーダーの育成を図ると共に、地域の実情にあった防災活動を支援します。

(3) 耐震化の促進

住宅耐震化と避難路の確保

地震発生時に安全を確保することができるように、住宅等建築物の耐震化を一層促進すると共に、安全に移動することができる避難路の確保を図ります。

(4) 災害対策機能の強化

公共施設の災害対策機能の強化

災害対策本部や避難所となる公共施設において、災害時に必要な非常電源や電話回線、情報機器等の整備を図ります。

関連施策

(1) 防災意識の啓発

防災意識の啓発

避難所や危険区域などの防災情報を、防災訓練や防災講演会、防災マップ、町ホームページ等を活用して広く周知し、防災意識を高めます。

防災・災害情報の共有化

防災行政無線の更新と全国瞬時警報システムの活用を図ると共に、関係機関や町民との情報の共有化を図るため、携帯電話やパソコンを活用した災害情報ネットワークの充実を図ります。

危機管理意識の啓発

新型インフルエンザ対策行動計画、国民保護計画の周知を図ると共に、武力攻撃事態や感染症等が発生した場合の対処方法の周知など、危機管理意識の啓発を図ります。

(2) 初動・復旧体制の強化

地域と一体となった防災対策

災害時における自助・共助・公助の役割を明確にし、地域と行政が一体となった初動・復旧体制や救助体制の確立を図ります。

災害時の物資の確保

防災備蓄物資や資機材等の充実を図ると共に、事業所等との協定による緊急物資の確保に努めます。

支援の受入れ体制の強化

防災関係機関や近隣市町村との連携を強化すると共に、災害ボランティアや救援物資等の受入体制の整備に努めます。

1：旧基準による建物

1981年（昭和56年）の建築基準法施行令改正における新耐震設計基準以前の耐震基準で建築された建物。

2：業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））とは、災害や事故など不測の事態を想定して、資産を守りつつ、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第4節 消防・救急

施策がめざす将来の川辺町

町民が防火意識を高め、消防団などと一体となって地域の消防体制が充実しています。

火災の発生や、火災・事故等による死亡者が少なくなっています。

現状と課題

川辺町内の火災件数は、平成17年から年間10件以下と他所に比べ少ないですが、可茂消防事務組合管内では建物のみならず林野火災も多数発生しており、家庭や職場を問わず町民一人ひとりの防火意識を一層高めていくことが重要です。

消防体制では、老朽化した可茂消防事務組合中消防署川辺出張所の移転整備が平成24年度に完了しました。

地域の消防等を支える消防団は4分団で構成し、団員数174名を維持していますが、団員の確保や活動の活性化が課題となっています。このため、消防カモン事業による事業所の協賛や、自主防災組織等での団員の活用、職員消防協力隊の設置など多様な対策を進めています。

地域の安全性を高めるため、住宅用の火災警報機の設置が義務化されていますが、設置率は77.2%(平成25年1月末現在)にとどまっています。また、地域において消火活動を円滑に行うため、消防設備や防火水槽、消火栓などの充実が課題です。

可茂管内の救急出動回数は平成23年に7千件を超えるなど増加しており、入院を要しない軽症の搬送が4割を超えています。救急体制の充実と共に、町民に救急業務と救急車の適切な利用の理解を得ることが課題です。

重篤な傷病者を発見した場合、大切な命を救うためには救命の連鎖が重要であることから、一般住民による救急対応力の一層の向上を図る必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
火災警報機設置率(%)	83%	85%	87%
消防水利充足率(%)	71%	72%	73%

主要施策

(1) 地域における防火・消防体制の強化

地域における防火・消防体制の強化

防災訓練等を通じて地域や家庭における防火意識を高めると共に、消防団、自主防災組織、事業所などによる地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

消防団等の充実

消防団の団員の確保や資質向上に努めると共に、消防団活動に対する地域や事業所の協力を得ます。また、自主防災組織の設立・支援など、地域における防火・消防体制の強化を図ります。

関連施策

(1) 防火意識の向上

防火意識の啓発

多種多様な広報活動を通して防火思想の啓発を進め、町民一人ひとりの防火意識の向上を図ります。

火災警報機の設置

住宅用の火災警報機の早期設置を促進します。

(2) 消防・救急体制の強化

消防設備の充実

消防団活動に欠かせない消防設備の更新や消防機械器具の充実を進めると共に、防火水槽や消火栓等の整備拡充を図ります。

救急車の利用についての啓発

患者が軽症で救急搬送が不要な場合には救急車の利用を控えるなど、適切な利用について町民に啓発します。

救命講習会の充実

様々な機会を通じて普通救命講習会等を開催し、多くの町民が心肺蘇生法やAEDの使用方法を体得できるよう努めます。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第5節 防犯・交通安全

施策がめざす将来の川辺町

自主防犯組織が活発に活動して、犯罪者に狙われにくい地域となっています。

高齢者や子どもが犯罪被害や交通事故から守られています。

現状と課題

高齢化の進展や独居老人の増加に伴い、高齢者を狙った犯罪や交通事故の被害が増えると予想されます。

町内の刑法犯発生状況は、平成24年は80件ありましたが、平成17年からは減少傾向にあります。

交通安全協会では、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」において地域の交通安全に寄与しています。交通事故の発生件数は、平成24年は33件で、ここ数年は横ばい傾向にあります。

犯罪の状況は、凶悪事件の多発、ひったくりなどの街頭犯罪や侵入犯罪の増加、少年犯罪の深刻化などが全国的に進んでおり、子どもが対象となる事件・事故も多発しています。また、高齢者を狙った「母さん助けて詐欺」や「架空請求詐欺」などの被害が多発しており、本町においても高齢社会や治安の悪化に対応して、地域ぐるみで対策を強化することが課題です。

町内における防犯活動は、パトロールなどを行う自主防犯組織が14団体あり、活動が盛んになっています。これら自主防犯組織が行うパトロールのための器材の支給を行っていますが、今後も地域における防犯活動や、関係機関との連携を強化し、犯罪者に狙われにくい地域づくりが必要です。

車は生活のために必要な交通手段となっていますが、高齢化による事故発生の増加が懸念されます。

国道41号美濃加茂バイパスの整備に伴い中心部の通過交通は減少しましたが、交通量は全体として増えてきていることから、交通マナーの低下を防ぐことが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
犯罪発生件数(件) * 刑法犯の認知検挙状況	80	72	65
交通事故発生件数(件) * 人身事故発生件数	34	30	27

主要施策

(1) 地域の防犯活動の強化

自主防犯組織の充実

自主防犯組織の防犯リーダーの育成を図ります。

自主防犯活動の支援

青色回転灯車などによる防犯パトロールや地域安全マップの作成、子どもや高齢者等の見守りなど、自主防犯活動に対する支援の充実を図ります。

弱者を狙った犯罪の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺や、子どもなどに対する犯罪を地域ぐるみで防止します。

(2) 交通安全運動の強化

交通安全運動の強化

地域や事業所が一体となって安全運転の啓発を強化すると共に、飲酒運転などの悪質な行為を無くするための啓発の強化や、運転能力が低くなった高齢者に対する免許返納などを啓発します。

関連施策

(1) 防犯意識の向上

防犯に関する情報提供

町内の危険な場所や防犯情報を、インターネットやメール等を通じて情報提供を行うと共に、防犯講習会を開催するなどして防犯知識の普及を図ります。また、警察、加茂地区防犯協会、教育関係機関等との連携を強化して、防犯情報を町民に迅速に伝えます。

防犯設備の充実

夜間の通行の安全と犯罪抑止のため、防犯灯を整備すると共に、防犯に強い住宅の設備設置等について周知を図ります。

(2) 防犯体制の強化

関係機関との連携

川辺町生活安全推進協議会を中心に、近隣市町村や警察、各種関係団体が緊密な連携を図ります。

(3) 交通安全意識の啓発

交通安全教育の推進

交通事故防止に関する知識の向上を図るため、年齢や対象者に応じた交通安全教育を進めます。

交通安全思想の普及

交通安全協会等が行う活動を支援すると共に、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」などの活動を通じて、交通安全意識を啓発します。

(4) 道路交通環境の整備

安全な道路環境の整備

国、県、学校、PTA、地域等が連携して通学路の危険箇所の把握に努め、児童・生徒の安全確保対策を進めます。また、地域の実情に応じて歩道を設置するなど、歩行者にやさしい道路環境の整備を図ります。

交通安全施設の整備

交通事情の変化に対応した交通規制の実施や、交通安全施設等の整備拡充を関係機関に要望します。

第6節 消費生活・住民相談

施策がめざす将来の川辺町

町民が消費生活に関する知識を高めており、消費トラブルが未然に防がれています。

町民が生活するうえで生じる多様な問題や悩みについて、気軽に町行政や相談員に相談しています。

現状と課題

近年においては、訪問販売や通信販売などによる消費者被害に加え、高齢者などを狙った催眠商法や送りつけ商法、インターネットを使ったワンクリック詐欺や多重債務問題など、様々な消費者被害が増えています。

町民が正しい情報を選択できる賢い消費者になるためには、商品やトラブルについての適切な情報提供と啓発により、トラブルを未然に防ぐ必要があります。また、町民がトラブルにあった場合には、被害の救済・再発防止が必要です。

ライフスタイルの多様化や社会の変化に伴って、町民が抱える生活問題は複雑になっており、また、地域社会の変化に伴い、町民が生活する上で困りごとを相談することができる身近な人がいない場合もあり、専門的な相談・支援のニーズに対応することが課題となっています。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
消費生活センター（法定）の設置件数（件）	0 (H25)	0	1
窓口における有資格の消費生活相談員数（人）	0.3 (H25)	0.3以上	0.3以上

主要施策

(1) 消費トラブルの防止

消費トラブルの防止

様々な消費者トラブル等の情報収集を行うと共に、自治会、各種団体と共に未然に防止するための情報提供や啓発を強化します。

(2) 相談しやすい環境づくり

相談員の充実と関係機関との連携

民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員など、相談員の体制を充実すると共に、川辺町社会福祉協議会や弁護士会などが開設する各種相談等の周知を図り、相談しやすい環境を充実します。

消費生活相談体制の充実

消費者取引における被害の防止と救済が適切、迅速にできるよう、県生活相談センターや広域の消費生活相談室と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

関連施策

(1) 消費者意識の啓発

消費に関する情報提供の充実

消費者自身が商品の選択などを的確に判断できるよう、広報誌などを通じて情報提供を充実すると共に、賢い消費生活をめざした学習会等の開催を支援するなど、消費者の意識を高めるための取組みを進めます。

環境に配慮した消費活動の支援

省エネ・省資源運動やリサイクル運動など、消費者の主体的な取組みを支援することにより、環境に配慮した消費生活の実現を積極的に推進します。

(2) 消費者保護対策の充実

事業所への立ち入り検査

商品の適正な表示等、食品・生活関連品の安全性確保のため、事業所への立ち入り調査を行います。

(3) 生活相談の体制の充実

職員の業務に関わる知識の向上

町行政が行う事務のほか、関連する事務について町民からの相談に応えられるように職員の知識向上を図ります。

生活相談への適切な情報提供

町民からの相談に対して、国や県の機関と連携して正しい情報が迅速に提供できるよう努めます。

第1節 健康づくり

施策がめざす将来の川辺町

すべての町民が健康に注意して、健康づくりのための活動に取り組んでいます。

地域ぐるみで子どもを育て、親子が共に成長し健やかな生活をしています。

現状と課題

高齢化の進展や不規則な生活、社会的なストレスの増加などに伴い、健康づくりのニーズが高まっています。また、生活習慣病に起因する死亡率が高まっていると共に、ストレスを要因とする神経症やうつ病などの「こころの病」が問題となっており、心身共に健康に過ごすための環境づくりが課題です。

保健センターを拠点に、各種の健康診査、健康教育、健康相談を実施しており、これらの受診率や参加率の一層の向上を図ると共に、住民が健康に対して自己管理する意識づくりが必要です。また、本町では健康増進法に基づく健康増進計画、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画を策定し、関係機関と連携しながら総合的な健康づくりの施策に取り組んでいます。

高齢出産や不妊治療に加え生活習慣の変化により、低出生体重児の出産リスクが高まっています。これまでも妊産婦や乳幼児の健康増進に努めていますが、さらに母親のニーズに対応した保健事業が求められています。

食生活をはじめとする生活習慣の変化に運動不足も加わって、がん・脳卒中・心臓病等の生活習慣病の増加が問題となっています。このため、健康に対する自覚を喚起して、栄養、運動、休養をバランスよく暮らしの中に取り入れ習慣化できるように支援することが課題です。

感染症対策としては、個人的防衛及び社会的防衛の観点からも予防接種を積極的に推進し、接種率のさらなる向上に務めていく必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
特定健診受診率(%)	41.7%(H24)	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率(%)	67.5%(H24)	70.0%	70.0%
健康で生きがいをもって毎日 をすごしている人の割合 *住民意識調査(%)	50.2%	53.0%	55.0%

主要施策

(1) 健康増進法等に基づく保健事業の推進

健康増進計画の推進

第2次健康増進計画に基づいて、各種がん検診、特定健康診査に関連する検査及び健康相談、歯科検診、健康教育等を進めます。

母子保健事業の推進

妊産婦や乳幼児の各種健康診査・相談体制を充実し、疾病の早期発見、早期治療並びに育児不安の軽減や虐待防止を推進します。

関連施策

(1) 保健事業の充実

生活習慣病の予防

住民が健康的な生活習慣を確立することができるよう、健康教育、健康相談、訪問指導などを推進します。

感染症予防

感染症に対する正しい知識と予防意識の普及啓発を図り、結核検診や予防接種の受診・接種率を向上することにより感染症予防と発病防止などを図ります。

こころの相談と保健指導

「こころの相談」事業を充実すると共に、関係機関との連携により本人と家族への支援を推進します。

(2) 健康づくり活動の支援

健康づくり活動の充実

保健、医療、体育関係者等の連携を強化し、ダム湖遊歩道を活用したウォーキング、各種の軽スポーツ教室、地域スポーツクラブとの共催イベント等により、健康づくり活動の充実を図ります。

食生活の改善と食育の推進

「食生活改善推進協議会」の活動の支援を充実すると共に、食育推進基本計画に基づき、教育や産業振興などとの連携を図りながら食育を推進します。

(3) 健康管理・指導体制の充実

保健指導の体制の充実

保健事業を適切に実施するため、保健師や看護師、管理栄養士等の充実と研修等による資質の向上を図り、よりの確で迅速な保健指導に努めます。

保健・福祉・医療の連携の強化

保健と福祉、医療の関係機関の連携を強化して情報交換を密にしながら、迅速で的確な保健指導に努めます。

第3編 基本計画

(4) 健康管理システムの活用

健康管理システムの充実と活用

健康診査、がん検診、予防接種及び母子保健事業等のデータを一元的に管理し、確実な対象者の把握とその結果を活かした保健指導を一層充実するため、健康管理システムを活用します。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第2節 地域福祉の推進

施策がめざす将来の川辺町

日頃から地域で声をかけ合い、お互いに顔が見え助け合う関係がつくられています。

関係機関や地縁組織、ボランティア等が連携して、きめ細かな地域福祉活動を展開しています。

現状と課題

誰もが地域において安心して快適に暮らし続けることができるためには、町民同士が支え合い、自立と社会的な役割を担う意識を持って地域社会を築く必要があります。

近年、地域社会のつながりが希薄化し、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化しています。また、福祉への関心は高いものの地域福祉活動は必ずしも盛んではないため、高齢化が進む中で改めて多くの町民が地域福祉活動に参加する必要があります。

地域福祉の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人に対して、情報提供や活動拠点の確保などの支援を行うと共に、関係機関が連携した地域福祉活動や、町民同士の絆づくりが必要です。

東日本大震災により、改めて災害時要援護者の避難誘導や生活再建が大きな課題となっています。本町では、平成24年に要援護者地域見守りネットワーク事業実施要綱を制定しましたが、日ごろから地域における見守り活動が課題です。

「やすらぎの家」は住民の憩いの場として活用されていますが、ここ数年利用者数が減少しており、有効活用することが必要です。

福祉バスは各地域と主要施設等を結んでおり、地区別運行により高齢者等の移動手段を確保していますが、利用状況は低調で一層の活用が求められています。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
地域で困った人を支え合う体制づくりについての満足度(%) * 住民意識調査より	42.3%	45.0%	47.0%
やすらぎの家の利用者数(人)	38,000	40,000	42,000
地域見守りネットワークの登録者数(人)	350	500	700

主要施策

(1) 地域における見守りの充実

要援護者の見守りネットワークの充実

日ごろからの地域における要援護者の見守りや、災害時に要援護者への援助活動が迅速に行えるように、社会福祉協議会や民生児童委員協議会との連携を図ります。また、要援護者台帳と見守りマップ及び個別支援計画のシステム化を行い関係機関との情報共有を強化して地域見守りネットワーク体制を充実します。

(2) 集いの拠点の充実

やすらぎの家の充実

やすらぎの家を地域福祉の拠点として位置づけ、老若男女を問わず多くの町民の憩いの場としての利用促進を図ります。

関連施策

(1) 地域福祉推進体制の強化

地域福祉計画の推進

「地域福祉計画」を定期的に見直すと共に、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図りながら地域福祉の充実に努めます。

地域福祉推進体制の確立

社会福祉協議会の機能の強化を支援し、福祉事業の拡充を促して、一層の地域福祉の増進を図ります。

保健・医療・福祉の連携強化による地域福祉の推進

保健・医療・福祉の連携をさらに強化し、よりきめ細やかな地域福祉事業の充実を図ります。

(2) 地域福祉活動の推進

地域福祉活動団体の育成

社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の推進主体となるNPO法人やボランティア団体などの育成を図ります。

地域福祉活動のための絆づくり

町民相互のつながりを深めるため、民生児童委員や福祉委員、日赤奉仕団等ボランティア団体による町民の交流と絆づくりを支援します。

(3) 福祉バスの充実

福祉バスの利便性の向上

福祉バスについて、地域住民の利便性とコストについて検討すると共に、利用促進を図ります。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第3節 子育て支援

施策がめざす将来の川辺町

子どもを安心して生み育てやすい環境が向上しています。

子どもを健やかに育てる地域の意識が一層高まり、子育て支援の活動が盛んになっています。

現状と課題

出生率の低下や晩婚化などによる少子化の傾向が続いており、核家族化や就労する母親の増加、地域社会の人間関係の希薄化に伴い、地域における子育て意識の低下と子育てに対して不安を持つ親が増えています。

就労する母親の増加に伴い、多様化する保育ニーズへの対応充実が求められています。また、家庭、事業所においてはワークライフバランス(1)の実現をめざすことが大きな課題です。

育児に関する悩みや不安をもつ親の増加に伴い、子育てに関するさまざまな情報の提供やあらゆる相談への迅速な対応をするため、相談窓口の充実が求められています。

ことばの発達や発育に偏りのある子どもが増加しており、子どもの発達に応じた適切な療育と親への支援が求められています。

児童虐待は深刻な社会問題となっており、保健・福祉・教育・医療・地域などの関係機関が連携を密にして、虐待防止の強化や早期発見を行う必要があります。

定住人口の増加を図るためには、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、ひとり親家庭に対して自立に向けた支援を充実することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
保育の環境や子育て支援の充実についての満足度(%) *住民意識調査	60.5%	62.5%	64.5%

主要施策

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくり

出産と育児の奨励

子どもを産み、育てやすいように支援する出産育児奨励金制度の周知と、利用促進を図ります。

第3編 基本計画

子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯における経済的負担の軽減を図るために、医療費助成などの制度の充実に努めます。また、「ぎふっ子カード」の啓発に努めます。

(2) 未就学児保育・子育て支援の推進

子ども・子育て支援事業計画の推進

「子ども・子育て支援事業計画」(2)の推進を図ります。

保育における教育の充実

一人ひとりの子どもの実態を把握し、成長に合わせた支援を推進します。

関連施策

(1) 子どもの発達の支援

親子教室の充実

ことばの発達や発育に偏りのある子どもの成長と能力向上を一層支援するために、親子教室の運営内容の充実と、施設の整備を推進します。

関係機関の連携による一貫した発達支援

保健福祉、医療、保育所、学校が連携を図り、幼児から就学まで一貫した発達支援を図ります。

(2) 保育環境の充実

安全安心な保育施設の管理運営

安心して子どもを預けることができ、また、子どもが安全な環境で過ごすことができるように、保育施設の管理運営を適正に行います。

多様化する保育ニーズへの対応

延長保育、休日保育、一時保育、障がい児保育、未満児保育、発達相談など多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

放課後児童クラブ等の充実

放課後や休日に、保護者が家にいない子どもが安全に過ごせる居場所づくりを行うために、「放課後児童クラブ」や「わくわく子ども教室」の内容の充実を図ります。

(3) 相談窓口の充実

子育て相談の充実

子育てについての相談窓口の充実や、関係機関と連携した支援を強化すると共に、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

児童虐待の防止

児童虐待などの相談に対し、「要保護児童及びDV防止対策地域協議会」(3)と連携を密にして児童虐待などの早期発見と適切な保護を図ります。

(4) 家庭・地域における教育支援

家庭の教育力向上

子どもの発達段階に応じた、乳幼児学級、家庭教育学級、各種研修や家庭教育講演会の充実により、しつけや育児に対する情報提供を図ります。

多世代交流の推進

地域ぐるみの子育てを強化するために、地域における子どもの見守りや、子どもから高齢者までの世代間交流を促します。

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的支援のために、医療費の助成や母子寡婦福祉資金貸付制度などの活用と各種手当、福祉制度の周知に努めます。

1：ワークライフバランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を図ること。

2：子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月に開始される予定の「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」に基づく計画である。幼児期の学校教育・保育・地域における各種の子育て支援について、地域の実情を踏まえ、どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備・実施していくかを定めるもの。

3 要保護児童及びDV防止対策地域協議会

要保護児童の適切な保護及び配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止を図るため、関係機関等が協議を行う組織。

第4節 高齢者福祉

施策がめざす将来の川辺町

高齢者が健康づくりの意識を高めて、介護を予防するための活動に取り組んでいます。

高齢者世帯が、地域や事業所の支援により、日常生活に困らないようになっています。

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、健康で生きがいに満ちた暮らしを送っています。

現状と課題

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は28%を超えており、要介護認定者数は449人に達しています（平成25年9月現在）。高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の増加が予測されると同時に、介護保険サービスの利用が増加傾向で、介護保険財政基盤の維持が大きな課題となると考えられます。

本町の介護サービスは、老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設などの施設サービスや、短期入所、訪問介護、通所介護などの在宅サービスなどを行っています。こうしたサービスができるだけ必要にならないように、介護予防の取組みがますます重要です。

本町では、一人暮らし高齢者（要介護認定非該当者）に対して、週1回程度の見守りと同時に、家事援助（買い物、掃除等）を行っています。高齢者のみの世帯が増加してきたことによりこれらのニーズがますます高まっています。

本町では、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止のため、社会福祉協議会が主となって地区公民館を拠点として「ふれあいサロン」を実施しています。さらに、高齢者が心身共に健やかに暮らすために、福寿会や生涯学習の機会、能力を活用する機会の充実が求められます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
65歳以上の人口のうち要介護認定者の割合(%)	15.0%	17.0%	19.0%
ふれあいサロンの実施箇所数(箇所)	21	24	28
高齢者への福祉サービスについての満足度(%) *住民意識調査	59.2%	61.0%	63.0%

主要施策

(1) 介護予防の推進

地域支援事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」に示している介護予防の強化や、要支援・要介護認定者のケアプラン作成を的確に進めます。

(2) 日常生活の援助

高齢者の見守りの充実

高齢者のみで暮らしている世帯が、地域で安心して暮らせるよう、緊急通報システムの設置や配食サービスの充実と共に、地域における見守り活動の充実を図ります。

日常生活の支援

高齢者の買い物や通院などの利便性を高めるために、住民同士の協力や事業所との連携強化により、買い物や家事の援助、通院のための送迎支援の充実を図ります。

関連施策

(1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者保健福祉計画と介護保険事業の推進

高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を定期的に見直すと共に、高齢者福祉の一層の推進を図ります。

地域におけるケア体制の強化

地域ケア会議()における介護支援、介護予防対策、高齢者虐待防止対策等の総合調整機能の強化を図ります。

(2) 高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくり

高齢者の自立を促すふれあいサロン事業、健康づくり活動などの生活支援や教養を高める生涯学習、サークル活動などにより生きがいづくりを推進します。

高齢者の社会参加の促進

高齢者が福祉、教育、環境保全、まちづくり等さまざまな活動に積極的に参加できるよう、福寿会や高齢者サークルなどの自発的な活動を促します。

シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターの活動を活性化するため、センターの活動を町民に周知すると共に、活動の支援をします。

：地域ケア会議

保険者または地域包括支援センターの主催により、包括支援事業の一環として、サービス担当者以外の第三者を交え、個別ケースの支援内容の検討のほか、これらを通じて地域包括支援ネッ

第3編 基本計画

トワークの構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握等を行うために行われるもの。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第5節 障がい者福祉

施策がめざす将来の川辺町

住み慣れた地域で、障がい者が安心していきいきと自立した生活を送っています。

地域の人々が障がい者のことを理解し、共に生きる社会環境になっています。

障がい者も地域での役割を積極的に果たしています。

現状と課題

本町の身体障害者手帳所持者は474人、療育手帳所持者数は92人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は55人であり、今後も増加することが予想されます（平成25年4月現在）。

障がいのある人となない人が、共に安心して生活を送るためには、互いに理解し協力し合う社会を構築することが重要です。障がい者の社会参加の機会を創出するために外出のための費用を補助していますが、地域社会などにおいても町民が障がい者を理解して参加機会を広げることが課題です。

今後とも障害者福祉施設等の関係機関と連携して、障がい者の社会参加や能力開発を促進し、障がい福祉サービスを充実させていくことが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
障がい者(児)への福祉サービスについての満足度(%) *住民意識調査	50.3%	53.0%	56.0%

主要施策

(1) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加の促進

地域において障がい者に対する理解が一層深まるよう、地域活動やボランティア活動などへ障がい者の積極的な参加を促します。

(2) 障がい者の相談支援の充実

障がい者の相談と虐待の防止

第3編 基本計画

障がい者に対する相談支援体制の充実を図り、身体、知的、精神それぞれに合った総合的な支援を行うと共に虐待の防止に努めます。

関連施策

(1) 障がい者福祉サービスの充実

障がい者の総合的な支援

障がい者総合支援法に基づき、障がい者が必要なサービスや制度を利用して安心して自立した生活を送ることができるように、各種サービスの充実と体制の整備を図ります。また、重度障がい者の自立的な生活を促すために、タクシー券、ガソリン代を支援します。

障がい者計画・障がい福祉計画の推進

障がい者計画・障がい福祉計画に基づいて、障がい者の保健福祉施策の総合的な推進を図ります。また、障がい者の個々の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 自立と社会参加の支援

バリアフリー化とユニバーサルデザインの導入

障がい者などが外出しやすい環境をつくるために、公共空間やよく利用される店舗などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン()の導入を促進します。

障がい者雇用の促進

障がい者の能力や特性に応じた就労機会が得られるよう、関係機関や町内外の事業所と連携して障がい者の雇用の促進を図ります。

：ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若 男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報 の設計(デザイン)のこと。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第6節 医療

施策がめざす将来の川辺町

町民がかかりつけ医を持つと共に、適切に医療機関を利用しています。

救急医療体制が充実し周知が図られて、急病などの場合にも町民が迅速に医療を受けることができます。

現状と課題

町内には、7か所の医療機関があり、人口に対しては多くあります。しかし、診療科目によっては近隣の専門病院や総合病院を利用する必要があります。また、健康管理のために身近な「かかりつけ医」を持つことなど、町民の適切な医療機関の利用を促す必要があります。

救急医療については、可茂地域の市町村の協力により救急病院を支援してきました。今後も施設や設備整備を促進すると共に、運営体制の一層の強化が望まれます。また、救急救命は、初期の処置や応急手当が重要であることから、町民にその知識や方法の習得を促進することが求められています。

大規模な災害時に迅速かつ的確に救命救助を行うため、町民に対して重症者から救う災害医療の周知を図ることが必要です。

本町では、乳幼児、障がい者、母子・父子家庭等に対し医療費の助成を行っていますが、周辺地域の動向などを踏まえて、一層の拡充を検討することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
かかりつけ医を持っている町民の割合(%) * 住民意識調査の新たな項目で設定		50.0%	60.0%
医療施設、夜間・休日診療の体制についての満足度(%) * 住民意識調査	27.9%	33.0%	38.0%

主要施策

(1) 医療の有効な利用の促進

第3編 基本計画

かかりつけ医の確保

町民の健康管理を保持・増進するために身近なかかりつけ医を町民が積極的に持つことを促します。

関連施策

(1) 地域医療の充実

病診連携、休日急患診療の充実

医療の専門化、高度化など多様化するニーズに対応した、よりよい医療サービスが提供されるよう医療機関相互の連携と機能分担のための病診連携、休日急患診療を促進します。

救急・災害医療の啓発

災害時にも備えて、応急手当普及員を養成して、普段からの救急・災害医療に関する知識の普及啓発を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な医療を確保するために、加茂医師会との連携について具体的な内容を検討します。

初期の救命方法の普及

消防機関と連携して、AEDの使用方法や応急手当などについて町民に普及を図ります。

(2) 福祉医療制度

福祉医療の支援

住民の経済的負担の軽減のために、住民ニーズや医療費の動向を勘案しながら、福祉医療の助成制度の充実を図ります。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第7節 社会保障

施策がめざす将来の川辺町

国民健康保険や介護保険など、各種の社会保障制度が適切に運営され、町民が安心して生活を営んでいます。

現状と課題

国民健康保険や後期高齢者医療保険は、医療技術の高度化、高齢化の進行により医療費が増加の一途をたどっており、保険財政は不安定になっています。このため、医療費を抑制することや、保険税(料)の収納を確実にすることが必要です。

介護保険の保険給付費は、高齢社会の進展に伴い、制度が創設された平成12年度から増加の一途をたどっています。介護保険財政の健全な運営をするため、介護予防事業に一層取り組む必要があります。

国民年金は未加入者・未納者が増加傾向にあるため、制度に対する理解と信頼を高めることにより加入・納付を促進する必要があります。

現在、国が進める社会保障と税の一体改革において、現行の保険制度の見直しが図られており、後期高齢者制度の見直しや、近い将来の国民健康保険制度の広域化も検討されています。

変革期にある各種公的医療・年金制度を正しく周知し制度に関する理解促進と、収納率の向上、医療費の適正化を図ることが求められています。

低所得者対策の周知を図り、自立を促しながらその適正な運用に努めることが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
国民健康保険税の収納率(%) (現年分)	95.58%	96.0%	97.0%
国民健康保険の一人当たりの医療費(円)	293,771 (H24)	303,000	313,000
後期高齢者医療保険の一人当たりの医療費(円)	843,478 (H24)	877,000	903,000
介護保険の一人当たりのサービス費(円)	1,711,000 (H24)	2,000,000	2,300,000

主要施策

(1) 国民健康保険の充実

国民健康保険の運営の強化

高齢化に伴う医療費増、税収減の中で持続可能な保険財政基盤を確立するために、都道府県を単位とした広域化に向けて取り組みます。

関連施策

(1) 社会保障制度の適正運営

医療や介護サービスの適正利用

医療費や介護サービス費の抑制に向けて、町民に体力づくりや健康づくり、食育などを進め健康増進を促すと共に、医療や介護サービスを適正に利用することを啓発します。

国民健康保険の運営強化

国保財政を健全運営するため、保険税の見直しや収納率向上に努めると共に、特定健診等の受診率の向上、医療費適正化のための医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、レセプトの点検の強化などを推進します。

介護保険事業の運営強化

介護保険事業計画に掲げる介護予防事業や介護サービス事業を計画的に推進すると共に、介護保険制度を周知徹底して収納率の向上を図ります。

後期高齢者医療事業の運営強化

関係市町村及び岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、安定した制度運営と住民への啓発を進めます。

年金制度の運営強化

関係機関と連携して、各種手続窓口及び年金相談事務の充実により、より身近な窓口での住民サービスの向上を図ります。

(2) 生活弱者への支援

生活相談の充実

民生委員と連携しながら生活困窮世帯の実態を把握し、適切な救済を進めると共に、自立支援を促します。

生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会との連携により、生活福祉資金貸付制度に関する適切な情報提供に努めると共に相談業務や制度利用を促進します。

【基本計画】第3章 みんなで学び合うまちづくり

第1節 学校教育

施策がめざす将来の川辺町

児童・生徒が安全な環境のもと、安心して健康的な学校生活を送っています。

学校、家庭及び地域が一体となって、信頼と特色ある学校づくりに取り組んでいます。

児童・生徒の確かな学力と生きる力が高まり、思いやりの心が育っています。

現状と課題

子どもの豊かな人間性や社会を生き抜く力を養うためには、小中学校における学校教育が重要な役割を果たします。本町においては、3つの小学校と1つの中学校で義務教育を行ってききましたが、少子化が進み児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校の再編も検討しなければならないと考えられます。

人間性豊かな児童・生徒の育成をめざして、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育や、国際化、情報化などの社会環境の大きな変化に対応できるよう教育内容や施設設備の充実を図っています。

社会環境の急激な変化に伴い、児童・生徒の自立の遅れや問題行動、学習意欲の低下など様々な問題が生じており、きめ細やかな対応に努めることが課題です。

自ら考え正しく判断できる力、自らを律する意志、他人を思いやる心、郷土・自然を慈しむ「心の教育」の推進が必要となっています。

全国的に、子どもが巻き込まれる事件の続発など深刻な問題に直面しており、子どもたちに安全安心な学校環境を提供することや、地域、家庭と共に、安全な地域づくりを進めることが課題です。

児童・生徒の「生きる力」を育むため、子どもの確かな学力の向上と、児童・生徒が自ら考える力を養い、創造力を高めることが課題です。

特別な支援を必要とする児童・生徒も、それぞれの状態に応じて学ぶことができ、能力を伸ばすことができる環境を提供することが課題です。

第3編 基本計画

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
児童生徒1人あたりの年間図書貸出冊数(冊)	49.8 (H24)	52.5	55.0
「アカヤシオ賞」の受賞者数(延べ数)(人)	40	140	240
夢や目標をもって生活している生徒の割合(%) *中学生意識調査	-	60.0%	65.0%
小・中学校などの教育環境の充実についての満足度(%) *住民意識調査	63.9%	65.0%	66.0%

主要施策

(1) 安心して学べる教育環境づくり

安全安心や地球環境に配慮した学校の整備

児童生徒の心と体の健康と安全、地球環境、さらには避難所としての防災機能にも配慮した学校施設の整備を推進します。

子どもの心を耕す教育環境の整備

子どもたちが本に親しむ機会を提供するために、図書及び学校図書室環境の充実を図ります。

小学校の再編の調査研究

学校施設の老朽化による維持管理費の増大や児童数の減少が見込まれる中、町民や関係者の意見を聴取し、小学校再編も視野に入れた学校整備計画について調査研究を推進します。

(2) 健やかで心豊かな人づくり

健やかで豊かな心の育成

次代を担う川辺の子に、人と地域とのかかわりを大切にする心、郷土に誇りを持つ心、ふるさと「川辺」を愛する豊かな心を醸成します。

生きる力の育成

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校教育や家庭教育を通じて、子どもたち一人ひとりに確かな学力の向上をめざします。

次代を担う子どもの育成(アカヤシオ賞〔子ども表彰〕(1))

子どもの優れた活動を認め、これを表彰することによって子どもの健全な育成を一層図り、もって次代を担う人材育成を推進します。

国際交流の推進

ホームステイによる生活体験などを通じて視野を広め、国際性が豊かな人づくりを推進します。

(3) 成長を支える特色づくり

地域の特性を活かした教育の推進

健やかで創造的な子どもを育むために、ボートやカヌーの体験学習、環境教育などを通し、地域の

特性を活かした特色ある教育を推進します。

つながりを活かした教育の推進

保育所、小学校、中学校等の連携を強化したり、地域の人材を活用したり、つながりを活かす教育を推進します。

関連施策

(1) 安全教育の推進

安全対策の推進

学校及び地域との連携による防犯活動を強化し、子どもたちが安心して学校生活がおくれるよう安全対策を推進します。

安全教育の推進

子どもたちに対する安全教育を創意工夫して推進し、自ら命を守る子どもの育成をめざします。

(2) 信頼される学校づくり

継続的な学校運営の改善

学校による自己評価及び学校評議員・保護者等による外部評価を実施し、評価結果に基づいた改善を図り、教育の質の向上をめざします。また、目標を設定し、その達成状況を検証することにより、継続的に学校運営の改善を図ります。

開かれた学校づくり

「あらたまの日」などを通して、保護者、地域住民への教育活動の公開、地域の教育力の活用、学校からの情報提供など開かれた学校づくりを推進し、保護者、地域住民が学校運営を一層支援できるように促します。

(3) 確かな学力の向上

基礎学力の向上

児童・生徒の学力向上のため、年間を通じた授業計画により、学習における基礎・基本の徹底を図ります。

学習指導の充実

常に基礎学力の定着を把握すると共に、指導方法の改善や学習支援員を配置する等により、個々に応じた細やかな学習指導を進めます。また、外国人指導助手の配置による英語指導やパソコン等による情報教育の充実を図ります。

読書活動の推進

読書推進計画(2)をもとに、子どもたちが本に親しむ機会を増やします。

(4) 心と体の健康づくり

いじめ、不登校等への早期の対応

いじめ、問題行動、不登校等の問題は、常に関係者間の連携を密にして早期の対応がとれる体制を築きます。また、スクールカウンセラー、心の相談員等の教育相談体制の充実を図ります。

第3編 基本計画

児童生徒の健康増進

子どもたちの健全な体づくりを行うため、体育・スポーツ活動を通し、健康増進・体力向上を推進します。

食育の推進

児童・生徒の健康の維持増進を図るため、学校保健及び学校給食の充実と、地域と連携した食育・食農教育を推進します。

給食センターの充実

給食センターの改修とともに、食の安心・安全を確保しながら効率的な運営を図ります。

(5) 特別支援教育の推進

個別指導計画に基づいた教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、個別の支援計画や指導計画を充実させ、個人の能力に合わせた学習ができるように指導を推進します。

教育相談の推進

早期発見、早期療育に取り組むことができるよう、教育相談活動の一層の充実を図ります。

1：アカヤシオ賞

明日を担う子どもたちの、学習、スポーツ、文化、ボランティア等における優れた成績や活動を表彰する制度。川辺町最高峰の野古山山頂付近に寒さに耐え春になると可憐な花をつける「アカヤシオツツジ」から命名したものの。

2：読書推進計画

豊かな読書活動を通して、子どもの表現力や思考力を高め、情操や創造力を豊かにし、人生をより深く生きることができる読書力を育成していくことを目的とした計画。

第2節 青少年の育成

施策がめざす将来の川辺町

青少年が健やかに暮らせるように、安全で安心して生活できる環境が整っています。

地域が一体となって、青少年を見守り育成しています。

青少年が生き活きと社会活動に参加しています。

現状と課題

地域における人間関係が希薄化すると共に、社会の先行きが不透明な中で少年非行の発生や、不登校、いじめ、児童虐待の発生などが懸念されます。

心身共に発育途上にある青少年は、情緒的にも不安定であり、その悩みに的確に伝えることが課題です。また、青少年の問題行動を未然に防止するため、家庭や地域で青少年を育む意識を高めることや、青少年が地域や社会の活動に参加する機会を提供することが必要です。

青少年育成町民会議は昭和49年に発足以来、青少年の健全な育成を図る取組みを進めてきており、引き続き社会の状況に応じて活動を充実することが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
中学生のボランティアへ参加したことがある割合(%) * 中学生意識調査 * 地域のボランティアも含む	86.6%	90.0%	93.0%
子ども達とあいさつをしたり見守っている人の割合(%) * 住民意識調査	57.5%	60.0%	62.5%

主要施策

(1) 青少年が安心して暮らせる環境づくり

青少年が安心して暮らせる環境づくり

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある施設等が設置されないよう、啓発やパトロールに努めると共に関係機関と連携して対策を図ります。

第3編 基本計画

(2) 青少年の社会参加

青少年の社会参加機会の充実

ふれあい集会や様々な体験活動などを通じて地域社会への参加を促すと共に、ボランティア、イベントなどあらゆる機会を利用し、青少年の社会参加を促します。

青少年の社会参加の促進

青少年の地域社会活動に対して、アカヤシオ賞（子ども表彰）を授与するなど、参加に対する喜びを与えることにより、自主的な社会参加を促します。

関連施策

(1) 青少年の健全育成

青少年の相談体制の充実

青少年の悩みに対する相談の充実を図り、適切な対応に努めます。

(2) 青少年健全育成活動の充実

青少年健全育成活動の充実

青少年育成町民会議の取組みに対し助言や支援をし、各種活動を促すと共に、地域の協力を得ながら指導者の育成に努めます。

(3) 家庭・地域における教育力の向上

家庭における教育力の向上

家庭教育学級や家庭教育講演会を開催し、家庭における「しつけ、食事、ふれあい」の実践を促すと共に、「家庭の日」の周知に努めます。

地域における教育力の向上

地域指導者の中心となる青少年育成推進指導員や地区推進委員などを活用して、地域における教育力の向上を図ります。また、あらたまプラン推進協議会や小中学校と連携しながら「あいさつ運動」を展開し、地域で子どもを育む意識づくりを推進します。

家庭における安心して暮らせる環境づくり

青少年がインターネットにおける犯罪などのトラブルに巻き込まれないよう、ケータイ安全安心講習会等を開催し、家庭におけるネット社会に対する意識づくりを推進します。

第3節

生涯学習・文化財保護

施策がめざす将来の川辺町

若年層から高齢者までが自主的に学びやすい環境と機会が整っています。

生涯学習に取り組む自主的な団体やサークルの活動が盛んになっています。

中央公民館と北部公民館、図書室が生涯学習の拠点として利用されるなど、多様な活動が行われています。

町民が気軽に文化・芸術に親しむことができ、自主的な活動が盛んになっています。

文化財について町民が理解を深め、文化財の保護に協力しています。

現状と課題

中央公民館、北部公民館、図書室を生涯学習の拠点として、各種サークルによる自主的な活動や講座等が行われています。

町民の価値観は自己実現や社会貢献などで、地域生活の身近な課題などに関心が高まっていることから生涯学習に対するニーズは変化しており、それぞれに対応した学習機会の充実と情報の提供を行うことが課題です。

生涯学習活動は行政のみが機会を提供するのではなく、町民自らが活動する環境をつくることが重要であり、各種サークルへの支援が課題です。

中央公民館、北部公民館、図書室は生涯学習活動の拠点となっており、施設の充実が必要です。また、他の公共施設を活用して、多世代が学びやすい環境をつくる必要があります。

中央公民館は文化・芸術活動の拠点ですが、施設規模等の制約があるため、近隣市町村の施設との情報交換や連携により、多様なニーズに対応していく必要があります。

平成25年に「ギャラリー山恵」が寄贈され、川辺町が開設しました。町民は、直に絵画に触れる機会が増え、文化・芸術に対する関心が高まってきました。

文化協会を中心に、文化・芸術活動が行われていますが、会員の高齢化による会員減少が課題であり、サークルへの新規加入の促進、情報提供が必要です。

町民が豊かな心の醸成とゆとりある生活を営むため、誰もが文化・芸術活動に親しむ機会の提供と気軽に参加できる機会を増やす必要があります。

町指定文化財は、飛騨川の水運が盛んになった江戸時代の彫刻や史跡を中心に数多くあります。文化財を末永く後世に引き継ぐためには、町民が本町の歴史や文化財に対する理解を深めることが必要で

第3編 基本計画

す。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
公民館の年間利用者数(人)	26,398	26,650	26,900
町民1人当たりの年間の図書 の貸出冊数(冊/人)	2.58	2.69	2.80
生涯学習や趣味、スポーツに 取り組んでいる人の割合(%) *住民意識調査	26.5%	30.0%	34.0%
生涯学習等の機会の提供に関 する満足度(%) *住民意識調査	53.0%	55.0%	57.0%

主要施策

(1) 生涯学習のための環境の充実

全ての年齢層に対応した施設づくり

若年層から高齢者までが利用しやすい生涯学習施設の整備と公共施設の活用を図ります。

(2) 生涯学習の機会の充実

生涯学習講座等の運営の充実

生涯学習講座等の企画運営に際して、町民の参加を促すと共に大学等関係機関との協力を強め、多様な運営の方策に努めます。

文化・芸術に親しむ機会の充実

まなびピア川辺(公民館まつり)や芸術劇場、文化講演会を開催して、町民誰もが文化・芸術にふれる機会や参加できる機会の充実を図ります。

(3) 文化財の継承

文化財の保護・保存

文化財保護の理解を深め、有形・無形の文化財の保護のため、各関係者と連携を図ると共に、巡視活動や町民の協力を得られるよう周知に努めます。

関連施策

(1) 生涯学習機会の充実

各種講座・教室の充実

町民のニーズに対応した自己実現のための教室や、社会貢献のための各種講座を充実します。

自主的活動の支援

生涯学習に対する多様なニーズに対応できるよう指導者の発掘に努めると共に、自主活動団体やサ

ークル活動などと連携し、その情報提供により町民の学習機会の充実に努めます。

(2) 公民館の運営充実

中央公民館、北部公民館の運営充実

生涯学習の拠点として活発に活動ができるよう、利用者の視点に立った公民館運営に努めます。

(3) 図書室の充実

図書室の利便性の向上

ホームページや広報誌などを活用して図書等の紹介を行うと共に、情報資料・蔵書の充実や県図書館とのネットワークなど利便性の向上を図ります。

(4) 文化・芸術の振興

文化・芸術情報の提供

近隣市町村の事業等を含め、文化・芸術に親しむことができる機会の情報提供に努めます。

文化・芸術活動の支援

文化・芸術活動の主体となる文化協会などの活動支援と、文化・芸術活動の功績者に対する教育文化振興奨励金制度の周知を図ります。

文化・芸術活動の場の提供

生涯学習における文化・芸術活動の拠点として、ギャラリー山恵の活用を促します

第4節

スポーツ

施策がめざす将来の川辺町

多くの町民がスポーツを通して健康づくりに取り組んでいます。

- 町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っています。
- 子どもたちはトップアスリートに憧れ、ポートをはじめスポーツに取り組んでいます。

現状と課題

高齢化が進む中で健康への関心が高まると共に、国体のポート競技を開催したことや2020年の東京オリンピックの開催により、スポーツへの関心が一層高まると考えられます。

社会体育施設については、整備後20年以上経過しているものが多く、老朽化や現状にそぐわないといった実情がみられます。今後は、町民が安全に安心してスポーツを楽しめるよう、既存施設の機能向上を図るための改修や、利用者のニーズに対応した施設の整備が求められています。

川辺町体育協会には1,000人以上が登録しており、町民が気軽にスポーツを行える機会のひとつとなっています。今後も体育協会をはじめ、各種団体をスポーツ振興の重要な組織として育成、支援をしていく必要があります。

平成22年に総合型地域スポーツクラブとして「川辺スポーツクラブ」が設立され、川辺中学校体育館、川辺町B & G海洋センターを拠点に活動しています。今後、クラブ会員の拡大や町民の加入、参加を促すと共に、指導者の確保、育成が課題となっています。

各種スポーツ団体やボランティアの協力により、マリンスポーツフェスティバル、かわべ清流レガッタ、町民運動会等を開催しています。今後も各種スポーツ団体やボランティアが主体となって、イベントが開催できるよう育成、支援していくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
なんらかのスポーツ・運動を定期的に行っている人の割合(%) *住民意識調査	-	12.0%	14.0%

主要施策

(1) 川辺ダム湖を活かしたスポーツ

ボート競技の推進

豊かな自然を誇る飛騨川で、ボートを通じた全国の人々とのふれあいや健康の保持、体力増進を図るためボート競技を推進します。また、トップアスリートの活動拠点として誘致を図ります。

(2) トップアスリートの支援

トップアスリートの支援

2020年の東京オリンピックを見据え、次世代を担うジュニア選手の競技力向上を図ると共に、町、県、国の代表選手として活躍する選手への支援を推進します。

関連施策

(1) 生涯スポーツの振興

スポーツ施設の充実

スポーツ施設の整備や適正な維持管理を行い、いつでも誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。

各種教室とスポーツイベントの開催

町民ニーズや能力に合わせた各種教室を開催し、スポーツやレクリエーションに参加する機会を提供すると共に、町民が運営主体となるスポーツイベントが開催されるよう促します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブの活動の充実

町民の総合型地域スポーツクラブへの参加数を増やすなど拡大を図ると共に、クラブ活動種目の拡充を図ります。

指導者の育成

総合型地域スポーツクラブの指導者や、公認スポーツ指導者の育成を図ります。

【基本計画】第4章 快適に暮らすことができるまちづくり

第1節 居住環境

施策がめざす将来の川辺町

定住促進に向けて安全・安心で快適に暮らせる民間住宅が供給されています。

安全で快適な住環境が整っています。

住宅の耐震化が進んでいます。

現状と課題

本町における町営住宅は、西栃井地内にある川辺西タウンと、平成22年度に建て替えられた比久見地内にある川辺東タウンで、日々、良好な住環境を守るため、入居者と共に適正な維持管理を推進しています。住宅困窮者への住宅供給目的のほか、今後は定住促進を図るため、社会的ニーズを的確にとらえ、新たな住宅地の確保、空き家等の有効活用等の住宅施策を検討する必要があります。

とりわけ、現在、JR高山本線西側地域や比久見地域において宅地化が進んでいますが、今後は国道41号美濃加茂バイパスや主要地方道可児金山線の整備にあわせて宅地化が進行することが予想されることから、秩序ある質の高い住環境を整備していく必要があります。

民間住宅においては、大地震の発生が叫ばれているなか、町内には旧基準の建物が多く存在していることから、倒壊による生命・財産の被害を未然に防ぐため、耐震化を促進していく必要があります。

土地所有者の高齢化や不在化等の理由により土地境界の記録や記憶が失われており、土地の有効利用や公共事業を迅速に行うためにも、地籍調査を計画的に行うことが求められています。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
住宅の耐震化率(%)	76.2%	90.0%	90%以上
地籍調査実施率(%)	0%	2.0%	5.0%
良好な居住環境の整備の満足度(%) *住民意識調査	53.1%	55.0%	60.0%

主要施策

(1) 空き家等の利用促進

空き家情報登録制度の構築

空き家の有効活用による定住促進を図るため、空き家情報登録制度（空き家バンク）を構築し、若者を中心としたUターンの促進など、定住対策に努めます。

(2) 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震補強の強化

大震災による家屋の倒壊を未然に防ぐため、「川辺町耐震改修促進計画」に基づき、町民への耐震改修等事業の一層のPRに努め、住宅の耐震補強を進めます。

関連施策

(1) 町営住宅の適正な維持・管理

町営住宅の維持管理

既存町営住宅の適正な維持・管理を入居者と共に進めます。

(2) 定住促進対策の推進

定住促進のための住宅施策の検討

定住促進を図るため、民間による宅地開発の促進を進めるための住宅施策を検討します。

(3) 住宅改修の促進

住宅のバリアフリー化の促進

今後増加する高齢者の移動の円滑化を図るため、住宅内における段差解消や手すりの設置など、バリアフリーに向けた住宅改修費等への助成を検討します。

(4) 質の高い住環境の創出

宅地開発への指導

計画的な土地利用を誘導できるように管理体制を強化しつつ、「川辺町開発指導要綱」に基づき、民間の宅地開発に対して適正な指導を行い、秩序ある質の高い住環境の創出を促進します。

(5) 地籍調査の推進

地籍調査の実施

緊急性・費用対効果等の視点から優先的に実施する区域について、計画的かつ効果的な地籍調査を進めます。

第2節 道路

施策がめざす将来の川辺町

広域幹線道路が整備されつつあり、便利でスムーズな移動ができています。

地域の状況に配慮しながら計画的な道路整備が進んでいます。

安全・安心で快適な道路の通行が確保されています。

現状と課題

本町の道路網の骨格は、国道41号美濃加茂バイパス、国道41号、主要地方道可児金山線をはじめ、各国県道で形成されています。しかし、南北軸に比べ東西軸は弱く、利便性の強化を図ることが求められます。

主要地方道可児金山線をはじめとする県道においては事業決定されている路線も含め、未改良区間が数多くあり、早期に改良を実施する必要があります。

近年、JR高山本線西地域や比久見地域において宅地化が進んでいますが、国道41号美濃加茂バイパスの開通や主要地方道可児金山線の改良に伴ってさらに宅地化が進むことが予測されることから、計画的に道路整備を推進する必要があります。

各地域間を結ぶ1・2級町道や地域内の生活道路については、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所があり、安全・安心な道路環境に向けて改良を行うことが必要です。

路面の損傷や道路側溝の老朽化等によって通行に支障がないよう、適正な維持管理を行うと共に、計画的な補修を行う必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
道路ストック(%) *点検に基づく施設修繕	10.0%	50.0%	100%
橋梁点検に基づく修繕(%)	80.0%	100%	-
身近な生活道路や歩道などの満足度(%) *住民意識調査	47.9%	52.0%	56.0%

主要施策

(1) 道路構造物の的確な維持管理の推進

道路構造物の計画的な予防安全対策の実施

老朽化する道路ストックを適切に維持管理できるよう、安全性の調査・点検を実施し、老朽化対策及び点検結果に基づく計画的な予防安全対策を進めます。

(2) 通学路の安全対策の推進

通学路の要対策箇所における安全確保

通学路総点検の結果に基づき、要対策箇所の安全対策を進めます。

(3) 地域による地区内道路の維持・補修

地区内道路の維持・補修への支援

地域による地区内道路の簡易的な維持・補修への支援をします。

関連施策

(1) 広域幹線道路の整備促進

川辺鹿塩ICのフルランプの設置促進

国道41号美濃加茂バイパスの川辺鹿塩ICの交通利便性を高めるため、フルランプ化を関係機関へ働きかけます。

県道の整備促進

東西軸を強化するため、県管理の国道418号や主要地方道可児金山線、美濃川辺線などの道路改良事業を促進します。

(2) 町道の整備

主要な町道の整備推進

国道及び県道にアクセスする町道については、土地利用の動向等を考慮しながら計画的な改良整備を進めます。

生活道路の改良推進

生活道路の改良に向けて、地域との懇談など町民との協働により、地域の実情にあった整備を進めます。

(3) 安全・安心な道路の維持

道路の適正な維持管理

官民一体となって道路パトロールを行うなどの日常管理を徹底して行うと共に、安全な通行ができるよう補修等に努めます。

橋梁の長寿命化の推進

川辺町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な点検や修繕を推進します。

第3編 基本計画

計画的な修繕の実施

町道の舗装や道路照明灯などの道路付属物及び法面等について定期的な点検を実施し、計画的な修繕を実施します。

【基本計画】第4章 快適に暮らすことができるまちづくり

第3節 公共交通

施策がめざす将来の川辺町

通勤、通学、通院、買い物などが行いやすい公共交通が充実し、日常生活の利便性が確保されています。

子どもや高齢者など、自分で車を運転することができない人も便利に移動することができます。

現状と課題

本町にとって数少ない公共交通機関であるJR高山本線は、町民の通勤、通学の貴重な交通手段となっていますが、運行本数が少ないなど運行に対する不満が強くなっています。

本町としても運行本数の増発など利便性向上の要望を行っていますが、鉄道事業者からは利用者が減少傾向にあるため、一層の利用促進が求められています。

JR中川辺駅及びJR下麻生駅には自転車駐輪場を設置し、乗降客の利便性の向上を進めてきましたが、町の表玄関として一層の環境整備が求められています。

福祉バスは高齢者をはじめ、町民の貴重な交通手段として利用されており、今後も高齢化が進むにつれてその役割は重要となります。また、利用促進を図るためにも利用者ニーズに対応した運行を行うと共に、通勤や観光などの新たな利用方法を検討するなど、利便性の高いバス運行を検討することが望まれます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
JR高山線など公共交通の充実についての満足度(%) *住民意識調査	23.5%	25.0%	33.0%

主要施策

(1) 公共交通の充実

公共交通の充実

近隣市町や各種事業所と連携しながら、デマンドバスの導入等、効率的な公共交通を検討します。

関連施策

(1) 鉄道の充実

J R 高山本線の利便性向上

通勤・通学利用者等の利便性を向上するため、J R 高山本線の運行本数の増加、複線化、電化などを関係市町村と共に鉄道事業者へ要望していきます。

駅周辺の充実

本町の玄関口であるJ R 中川辺駅及びJ R 下麻生駅の一層の環境整備や環境美化に努め、利用者の利便性向上を図ります。

第4節 公園・緑地

施策がめざす将来の川辺町

子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用できる憩いやふれあいの場が確保されています。

水や緑に親しむことができ、健康づくりややすらぎの場、災害時の避難場所など、安全・安心に利用できる公園があります。

現状と課題

山楠公園は、平成15年度から17年度にかけ芝生広場、親水施設、公園内駐車場の整備を行い、町民をはじめ町外の人々にも広く親しまれています。今後は、災害時も含め、町民がより一層安全・安心に利用できるよう適正な管理に努める必要があります。

川辺ダム湖の左岸遊歩道や、大谷公園、東光寺公園、かわべ夢広場の各公園については、町民の憩いや自然とのふれあいの場として広く親しまれ利用されています。しかし、近年は利用者のマナーの低下が目立つことから、マナーの向上を町民と協働で取り組んでいく必要があります。

国・県道路の沿道に設置してある花壇等については、通行するドライバーや町民に憩いのスポットとしてやすらぎを与えていることから、今後は沿道の町民と協力しながら継続的に維持管理を行っていくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
公園緑地についての満足度(%) *住民意識調査	45.3%	47.6%	50.0%

主要施策

(1) 公園の整備

ポケットパークの整備

防災機能と地域の憩いの場を確保するため、町民等の理解と協力を得ながら空き地等を有効に活用してポケットパーク等の広場を整備します。

関連施策

(1) 公園・緑地の維持管理

公園・緑地の適正な維持管理と利用者のマナー向上

町民が公園を安全・安心に利用できるよう適正な維持管理に努めます。

ペットの糞の処理やごみのポイ捨てなど、利用者のマナーの低下が目立つことから、利用者のマナー向上を促すと共に、町民、利用者と協働での清掃活動等を検討します。

公園の利用促進

町のホームページや広報誌等を通じ、公園の施設や四季折々の様子を紹介します。

公園の特色を生かしたイベントを開催するなど、より多くの人々に来訪されるよう努めます。

町民との協働による花壇の維持管理

道路や公共施設に設置した花壇等については、アダプト・プログラム制度()などを導入しながら町民、事業者、行政等が協働で維持管理に努めます。

: アダプト・プログラム

里親制度。一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度。

第5節 治水

施策がめざす将来の川辺町

河川やため池の再整備や維持管理をすることで、水害のないまちが形成され、町民が安心して暮らしています。

現状と課題

本町においても土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）が指定され、特別警戒区域においては住宅宅地分譲や社会福祉施設等の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等があります。また、土砂災害の危険のある箇所や避難する場所などを記載した土砂災害ハザードマップを作成し、全戸へ配布するなど土砂災害に関する情報の発信に努めています。

町内の一級河川は、流水断面が不足している未改良部分の改修事業が一部で進められており、早期完成に向けて関係機関と協力して事業を推進する必要があります。また、河道内に堆積した土砂や雑草の繁茂により流水断面が阻害されている箇所もあり、異常豪雨時には堤防越流等の洪水被害が懸念されることから、自然との共生に配慮しつつ河川改良や浚渫等を行う必要があります。

町内の普通河川は、長年に亘る流水により一部で川床の土砂が洗い流され、護岸の基礎が露出し、一部では土砂が堆積すると共に、雑草が繁茂して流水断面が阻害されている箇所があることから、継続的な河川整備や維持管理を行う必要があります。

町内の農業用ため池は老朽化により堤体からの漏水や、取水施設、洪水吐の能力不足が確認され、ため池の水管理に支障をきたしています。そのため、下流域に被害を及ぼす危険性も非常に高いことから、施設を一体的に改修し、異常時（洪水時や地震時）においても安全かつ円滑に施設を運用できるよう機能確保を図る必要があります。また、利用されていないため池については廃止を検討していきます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
飯田川、水無瀬川の河川整備率(%)	80.0%	95.0%	100%

主要施策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

町民への土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知・徹底を図ります。

警戒避難体制の強化

土砂災害から町民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の強化を図ると共に、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転勧告及びそれに伴う移転資金の一部融資や補助等の支援の充実を図ります。

(2) 河川改修

一級河川の飯田川、水無瀬川の改修

集中豪雨への対応を図るため、河川の改修を県に働きかけます。

関連施策

(1) 砂防事業の実施

砂防施設の整備

災害を未然に防止するため、砂防施設の整備を関係機関と共に促進します。

砂防施設の維持管理

砂防施設に堆積した土砂の撤去などを関係機関に働きかけます。

(2) 治水事業の実施

河川の流水断面の確保

異常豪雨時にも対応できるよう、河川改良や浚渫による流水断面の確保を関係機関と共に推進します。

河川施設の点検・整備

災害の原因となり得る狭あい部や蛇行部の改善を図るなど、河川施設の点検・整備を推進します。

ため池の再整備

県営ため池等整備事業により、老朽ため池の再整備を行い、機能確保を図ると共に、雨水流出抑制対策施設として下流域の土砂災害を未然に防止するよう努めます。

【基本計画】第4章 快適に暮らすことができるまちづくり

第6節 上水道

施策がめざす将来の川辺町

安心して飲むことができる水が安定して供給されています。

災害時においても飲料水が供給できる体制が整っています。

現状と課題

本町の水道事業は、昭和51年から供用を開始し、現在の普及率は概ね100%で町民の生活に欠かせないものとなっています。このため、今後は水質管理の一層の徹底を図ると共に、施設の老朽化に対応した修繕・更新を行うなど、ライフラインとしての水道機能を安定させる必要があります。

本町は、地形や区域の広さから都市部と比べて水道水を供給するための経費が高くなることにより、水道経営は厳しい状況となっています。今後は、施設の老朽化による修繕・更新などで新たな経費が必要となり、ますます経営が厳しい状況が見込まれるため、適宜適正な料金を検討する必要があります。

近年予測される大規模な地震災害や小雨化傾向による湧水への対応の必要性が高まるなか、本町も危機管理の強化を図ると共に、岐阜東部広域的水道整備計画に基づき、近隣市町と共に地震時、湧水時にも強い水道の整備を進めていく必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
有収率(%)	90.7% (H25)	93.0%	94.0%
老朽管渠の更新率(%) * 基幹となる水道管のうち	0%	27.0%	60.0%

主要施策

(1) 重要給水施設への配水管の整備

配水管の整備

大地震等に備え、重要給水施設(給水拠点・医療機関)への配水管の整備を実施します。

関連施策

(1) 安全でおいしい水の安定供給

水質管理の徹底

水質管理の徹底により安全でおいしい水を供給します。

施設の修繕・更新

施設修繕・更新計画や老朽配水管布設替計画に基づいて事業を実施し、水の安定供給に努めます。

(2) 水道事業の健全経営

漏水の探査・改善

漏水探査を計画的かつ継続的に実施し、漏水の早期発見を行うことにより、受水費(1)の削減を図るなど、水道事業の健全経営に努めます。

適正な水道料金の検討

水道事業の経営状況を公表し、町民への理解を得ながら、適正な水道料金を検討します。

(3) 危機管理の強化

災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

災害時における水の安定供給

災害時に備えた水道用水供給事業者(2)及び近隣受水市町との連携をより一層強化し、災害時における水の安定供給を確保します。

1：受水費

県営水道(岐阜県上水道用水供給事業)から水道水を供給してもらうために係る費用。(県に対する水道料金)

2：水道用水供給事業者(岐阜県上水道用水供給事業者)

町民の生活に欠かせない水道水を町の水道施設に供給する者(県営水道)。それに対して県営水道から水道水を受ける市町を受水市町(水道事業者)という。

なお、岐阜県上水道用水供給事業は、岐阜県東部地域7市4町に対して供給している。

【基本計画】第4章 快適に暮らすことができるまちづくり

第7節 下水道

施策がめざす将来の川辺町

快適な生活環境を確保するため、生活排水が適切に処理されています。

河川等の水質が保全されています。

災害に強い下水道施設が整っています。

現状と課題

町民の快適な生活環境や河川・水路等における公共用水域の水質を保全するため、平成3年に下水道事業を着手し、平成24年度に概ね整備が完了しました。今後は下水道施設ストックの増大に伴い、計画的な改築・更新が必要となっています。

本町では地形や人口規模から建設費、維持管理費が割高になることから、一般会計からの財政支援に頼らざるを得ない状況です。そのため、水洗化率の向上をめざし、受益者に下水道接続への啓発を強化することが重要です。

維持管理費の将来の見込みや、水洗化率の状況により、健全で安定した下水道事業を運営するため、適正な料金を検討することが必要です。

下水道は水道や電気等と共に町民生活を支える重要なライフラインであることから、今後予想される大規模な地震災害に対し危機管理の強化を図ることが求められます。

最近では集中豪雨が多く発生し、従来の基準に基づいた施設では対応できない状況もあることから、雨水排水計画の全体計画を見直し、雨水排水対策を強化していくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
水洗化率(%) * 下水道計画区域における公共下水道の接続率	76.35%(見込)	87.10%	97.85%

主要施策

(1) 危機管理の強化

避難所における仮設トイレ等の確保

第3編 基本計画

大地震等に備え、避難所における仮設トイレ等の設置を検討します。

耐震計画の策定

大地震等に備え、下水道施設についての中長期的な耐震計画を策定します。

災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

災害時における下水処理対策

木曽川右岸流域下水道事業者（ 1 ）及び近隣市町との連携を一層強化し、災害において下水が円滑に処理できる体制を強化します。

関連施策

（1）下水道の維持管理

下水道施設の維持管理

地域の事情に配慮しながら、安全・安心な下水道施設の維持管理に努めます。

農業集落排水施設の適正な管理

鹿塩地区における農業集落排水施設の適正な管理を行い、生活環境の保全に努めます。

（2）下水道経営の強化

水洗化率の向上

水洗化に要する費用の助成制度や生活の快適性の向上をPRしながら、下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

下水道事業の健全経営

雨水等の生活排水以外の流入を抑制しつつ、施設の延命化や経費削減を図るように適正な維持管理を行うなど、下水道事業の健全経営に努めます。

下水道使用料の検討

下水道事業の経営状況について公表し、町民への理解を得ながら、適正な使用料金の検討を行います。

（3）雨水排水対策の強化

雨水排水対策の強化

ゲリラ的な集中豪雨等による浸水被害を防止するため、認可済みである既存の雨水排水路の能力を検証し、老朽化した管路等の改築及び更新を推進します。

1：木曽川右岸流域下水道事業者（岐阜県流域浄水事務所）

木曽川及び長良川流域4市6町を対象区域とし、流域住民の生活環境の改善と水質の保全を図るため、岐阜県が各務原市前渡地区の終末処理場で広域的に汚水処理を行っている。

【基本計画】第5章 新たな活力をおこすまちづくり

第1節 農林業振興

施策がめざす将来の川辺町

土地持ち非農家を中心として地域全体が農業者とともに農地や農業用施設を保全管理しています

多様な農業の担い手が確保され、遊休農地が減少しています。

地元産の安全・安心な農作物が消費者に供給されています。

農業用施設が適正に維持管理されています。

山林所有者、林業従事者、森林組合、行政等の協力で、緑豊かな森林が保全されています。

森林を適正に管理することで、豊かな森として保全され、災害から町民の生命・財産が守られています。

現状と課題

本町の農家は、零細・兼業・自家消費農家が多く、なおかつ農業従事者の高齢化や後継者不足、農業機械の購入等による経費の増大、有害鳥獣等による農作物への被害などの課題を抱えることから、耕作意欲の低下を招き、遊休農地等が増加しています。このため、農業者団体や新たな担い手の育成と農地の集積、農業経営への支援、有害鳥獣対策などが急務な課題となっています。

専業農家は、一定規模の農地を活用して農業経営を行っていますが、経営規模の拡大を図るための設備投資資金や労働力の確保、農地の地理的集積が課題となっています。

持続可能な力強い農業の実現をめざす「川辺町人・農地プラン」を策定しましたが、地域における話し合いを促し取組みを展開しやすい環境づくりが課題です。

平成26年度から転換される国の農業政策は本町の農業経営に多大な影響を与えると推測されます。特に、水田においては経営が成り立たないことも考えられますが代替となる作物も見つからない状況です。このため、従来、担い手とされてきた農業者の営農の継続の仕組みづくりが急務の課題となっています。

土地改良事業により整備された農業用排水路施設は、老朽化が進行し、排水機能が低下しています。また、農道は舗装面の老朽化のほか、未舗装農道も存在しています。このため、農業用排水路の改修や農道整備を進めると共に、施設の適正な管理を行う必要があります。

本町の森林面積は2,859ha(県林政課調べ等、平成23年度末)で町総面積の約70%以上を占めています。森林には木材生産機能のほか水源のかん養や土砂の流出防止など多面的機能を有しており、森林組合と連携しながら適正な整備や維持管理を行い、保全を図ることが必要です。

本町の林業は輸入木材の増加や代替材などによる木材価格の低迷により厳しい経営状況となっており、

第3編 基本計画

今後は生産性の向上を図るため林道などの維持管理に努めると共に、間伐材の利用の促進が必要となっています。

近年、担い手不足により林業離れが進むなか、倒木の発生などにより山林が荒廃し、土砂や倒木が治山堰堤や砂防堰堤内へ堆積することが見られます。このため、日常的な立木の管理や林道の整備を行うなど山林を保全すると共に、異常豪雨時における下流域への土砂災害を防止することが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
中心的な農業経営体数(件) *人・農地プラン	8 (H25)	8	8
中心的経営体等が利用集積・ 作業受託する水田の割合(%)	約30% (H25)	40%	50%
間伐が行われていない人工林 面積(ha)	425 (H25)	275	150

主要施策

(1) 農業・農地にかかる課題検討

農業関係団体との対策検討

町農業再生協議会や町農業委員会が中心となり、県再生協議会、県農業会議、可茂農林事務所などの農業関係機関及び地域の中心的経営体などが一堂に会し、農業を取り巻く諸問題等を共有して、効果的な対策を検討できる研究会や講習会を実施します。

鳥獣害対策の推進

農業者、自治会などと行政が協議し、猟友会などと協力・連携しながら営農の障害となる有害鳥獣の対策を進めます。

(2) 農業生産体制の強化

農業経営体の育成・支援

地域における中核的な農業経営体の育成、及びその経営的安定を図るため、国や県の制度と連携・分担して、農業経営体の活動に必要な農業用機械や施設導入及び土地利用型農業の継続、拡大に対する支援策を行います。

関連施策

(1) 優良農地の保全と有効活用

優良農地の保全

優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき計画的、多面的に農業の振興を図ります。

農地の利用集積の推進

農業委員会が中心となって、効率的な農業経営を行うために遊休農地等の利用集積を進めます。

(2) 農業生産の振興

営農指導の強化

農業生産組織の経営安定化や近代化に向けて、可茂農林事務所、農業協同組合などが連携し、営農指導の強化を図ります。

農業者と消費者とをつなぐ販売・流通体制の充実

食育・食農の推進により、消費者の農業に対する意識を高揚させる共に、生産者が消費者と直接結びつくような販路の多様化や拡大、販売・流通体制の充実を図ります。

農産物のブランド推進

地元産農産物の販売促進に向けて、減農薬・減化学肥料によるクリーンな農業を推進し、消費者ニーズに合った安全・安心な農産物を供給します。また、他産業との連携も深めながら付加価値の高い農産物の生産や開発を支援し、農産物のブランド化を推進します。

(3) 農業用施設の改修及び維持管理

農業用排水路の改修

優良農地の保全を図るために、かんがい排水等の補助事業を活用し、農業用排水路等を改修します。

農道の整備

農作業の効率性を高めるために、県単農道舗装事業等の補助事業を活用し、農道の整備を実施します。

農業用施設の維持管理

土地改良区や地元管理組織と連携を密にしながら、農業用施設の適正な維持管理に努めます。

(4) 森林の保全と活用

森林整備

森林の保全を図るため、森林組合との連携により、下刈り、枝打ち、除・間伐などを促進し、適切な森林整備を実施します。

林道の維持管理

森林の保全や森林資源の有効利用を図るため、林道などの維持管理に努めます。

森林の持つ機能や役割のPR

森林が有する多面的機能や役割などを広く町民へPRすると共に、森林所有者の森林保全意識の醸成に努めます。

木材利用の推進

間伐材など地域材を利用することが森林整備につながることを啓発すると共に、間伐材を利用した製品の購入などを促します。また、事業所などにおいて間伐材の利用が促進されるよう情報提供を行います。

(5) 治山事業の実施

治山施設の整備

災害を未然に防止するため、治山施設の整備を関係機関と共に推進します。

治山施設の維持管理

治山施設に堆積した土砂の撤去など関係機関に働きかけます。

第2節

商工業・サービス業振興

施策がめざす将来の川辺町

既存産業の経営が安定し、活発な生産が行われています。

産業立地などにより、新たな雇用が創出され、町民誰もが安心して働いています。

身近に食品や生活雑貨等を購入できる商業施設があり、町内で買い物が行われています。

既存の商店の創意工夫が図られ、個性のある元気な商業活動が行われています。

現状と課題

本町の多くの事業者は零細なうえ、近年の事業所の撤退等により従業者数等は減少の傾向にあります。このため、新たな雇用の創出や町内事業所の受発注機会の拡大など、地域経済に大きな波及効果がある産業を振興させることが、本町発展のためにも必要です。

地球環境への対応、技術革新、規制緩和など、事業所を取り巻く環境には大きな変化が見られることから、事業所がこうした環境の変化に対応できような経営基盤の強化と支援が必要です。

東海環状自動車道や国道41号美濃加茂バイパスの利便性を活かし、魅力ある事業所を誘致し、誰もが働き続けられる労働環境づくりが求められます。

既存の商店は、後継者不足や消費者動向の変化により、廃業等が進んでいます。

近郊に大型店舗等が数多く立地したことで消費者が流出し、町内商店の集客が減少していますが、高齢者にとっては身近な買い物の場が必要であり、このニーズに対応できるサービス等の提供を継続することが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
製造品出荷額等(百万円)	39,768 (H22)	40,000	41,000
年間商品販売額(百万円)	10,012 (H19)	10,500	11,000

主要施策

(1) 産業立地の促進

産業立地の支援強化

事業所のニーズを把握し、町企業立地促進条例の見直しを検討し、多様な事業所が立地しやすい環境をめざします。

産業立地候補地の見直し

川辺町産業立地基本構想に基づいて選定した8カ所の産業立地候補地の細分化や、8候補地以外の候補地を選定し、大規模な事業所だけでなく中小の事業所なども進出しやすいように条件を整え、関係機関と連携して広く情報発信を行います。

(2) 商業・サービス業の振興

商店の確保と振興

日用品などを購入できる町内の大型商店や小規模商店などが継続できるよう支援します。また、高齢者等の日常的な買い物支援の方策を検討し、商店の活性化を図ります。

関連施策

(1) 商工業の経営基盤の強化

商工業の経営・育成への支援

事業所の経営の安定化や事業所の育成を図るため、商工会などの関係機関と連携して、経営相談や経営指導、融資制度の情報提供などの充実に努めます。

(2) 産業立地における情報収集の強化

地元事業所からの情報収集及び活用

町内事業所へ訪問活動を行うなどにより、各業界の現状や今後の動向などの情報収集を行い、業界ニーズを積極的に把握することで事業所の進出相談などに活用します。

(3) 商店の活性化

商業活動への支援

消費者の町内での購買意欲を喚起させ、消費活動をより活性化するため、商工会と連携すると共に、事業拡大に取り組む積極的な商業者を支援して商業活性化を充実します。

魅力ある賑わいのまちづくり

町内商業の一層の活性化を図るため、各商店や商工会、商業者などの関係機関と共に、買い物などで賑わう魅力あるまちづくりに向けた取り組みを検討します。

第3節 勤労者

施策がめざす将来の川辺町

勤労者の身分が保障され、労働環境も整備されています。

就業希望者が通勤圏内において、安定した職場で働いています。

現状と課題

昨今の不況により、会社都合による雇用の減少や若年層の就業難や非正規雇用など、不安定な雇用形態が社会問題になっています。

本町では若年層の人口減少や若年労働力の流出が見られます。そのため若者にも魅力ある雇用の創出が求められます。

障がいのある人や高齢者などが、他の人々と同じように生活し活動することが社会本来の姿であることから、障がい者や高齢者の雇用の創出が求められています。

女性の社会進出を一層促すため、女性が安心して就業できる環境づくりが求められています。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
在住(夜間)就業者数(人) * 国勢調査	5,291 (H22)	5,200	5,100
町内の産業の振興・雇用の場の確保についての満足度 * 住民意識調査 (%)	18.6%	19.0%	20.0%

主要施策

(1) 雇用機会の安定確保

雇用の場の確保

町内をはじめ広域における事業所の誘致や既存産業の育成・支援を促進し、雇用の場の確保に努めます。

雇用機会の創出

事業所や関係機関と連携して、高齢者や障がい者等の知識や能力を生かすための事業のしくみを構築し雇用機会の創出を図ります。

関連施策

(1) 労働環境の推進

各種制度の周知徹底

女性や障がい者などが安心して働ける環境づくりを推進するため、育児・介護休業制度や有給休暇制度などの普及や労働保険の加入促進など、事業所に対して就労環境の整備を促します。

勤労者福祉の推進

勤労者生活資金融資制度について、町広報誌やホームページ等を通じて広く情報を提供し、利用の促進を図ります。

第4節 観光・交流

施策がめざす将来の川辺町

町内の豊かな自然や伝統行事、名勝、旧跡、文化財などに多くの人々が訪れています。

川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、かわべ清流レガッタなどイベントの開催を通じ、町内外の人々による交流が盛んに行われています。

ダム湖周辺に整備された遊歩道や公園が町民のコミュニティ形成や交流の場となっています。

現状と課題

本町には、緑豊かな自然をはじめ、山楠などの公園、各種の名勝、旧跡、文化財などがありますが、観光資源としての知名度は低く、有効に活用していくためにはPRを強化すると共に、新たな観光資源の発掘や関係団体との連携を図っていくことが求められます。

飛騨木曾川国定公園に指定されている川辺ダム湖一帯では、ボート大会、花火大会などのイベントが開催され、川辺町の観光や交流のシンボリックな場所となっており、今後も各種イベントを通じ、より一層の交流を図ることが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
主要なイベントの来客数(人) *かわべ清流レガッタ、川辺おどり、花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバル	63,200	66,500 (H27~H31 平均値)	67,100 (H32~H36 平均値)
フェイスブックのフォロワー数(件)	100	450	900
観光や交流の推進についての満足度(%) *住民意識調査	33.1%	35%	38%

主要施策

(1) 観光資源の活用

新たな観光資源の発掘

川辺町の豊かな自然や歴史文化などを再認識しながら、新たな観光資源を発掘します。

また、これらの資源を広くPRすると共に、各種団体と連携して観光事業の推進を図ります。

(2) 地域間交流の推進

レガッタを活用する地域間交流の推進

かわべ清流レガッタにイベント的要素を加味して、より魅力あるレガッタとして他府県からの参加を促し、ボート大会の枠を越えた川辺町オリジナルのスポーツイベントを開催します。また、イベントを通じてナショナルチーム等のボート競技練習場として川辺漕艇場が活用されるように、国内外へのPRを図ります。

関連施策

(1) 観光振興対策の推進

自然散策観光の推進

緑豊かな自然を生かした納古山登山道や中部北陸自然歩道などのコースを利用し、自然や癒しを求める観光ニーズに対応できる散策路や案内板等の整備等を行うと共に、自然散策コース等のPRなどを行います。

各種イベントの継続とPRの強化

川辺おどり、花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバルなどのイベントを今後も継続すると共に、多くの集客を図るため、各種媒体を活用しその魅力のPR強化に努めます。

川辺の特産品の開発と販売促進

各種団体が協力しながら、新たな特産品の開発を行うと共に、特産品の販売促進を図るため、PRの強化や販路拡大の検討を行います。

(2) 地域間交流の促進

文化やスポーツを通じた交流活動の推進

町民総参加のイベントや、交流都市等との交流イベントを開催するなど、本町の特性を生かした文化やスポーツを通じた交流活動を実施し、観光・交流の活性化を図ります。

第1節 協働の推進

施策がめざす将来の川辺町

町民の自主的な活動への参加が盛んになり、活動団体が増えています。

地域の様々な課題の解決やまちづくりが、協働により進められています。

現状と課題

成熟社会を迎え、町民の自主的な活動に取り組む意識が高まり、経験を重ねて「地域力」が高まりつつあります。また、行財政事情はますます厳しくなることが予想され、多様な住民ニーズに行政のみで対応することは困難になっており、協働によるまちづくりが不可欠になっています。

本町においても、国体ボート競技の開催などを契機として、町民や子どもがボランティアに参加する意識が高まってきました。また、今後増加する退職者の生きがいとして社会に自主的に貢献する活動の機会を提供することが、ますます重要になってくると考えられます。

本町は都市部とは異なり、地域に強く結びついた自主防災組織、見守り隊などの活動が行われていますが、若者、退職者などの新たな活動については少なく、活動を振興し団体を育成することが課題です。

これからの行政運営は、協働による施策・事業の推進が不可欠になることから、町民との合意のもとに、協働を進めるためのルールなどを明らかにすることが必要です。

町政の運営については、行政も情報を町民に積極的に公開していくなど説明責任を果たし、また、町民からの情報提供も得ながら、協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
まちづくりの進め方で住民主体・協働で進めるべきという人の割合(%) *住民意識調査	45.6%	50.0%	55.0%
住民の町政への参画機会の充実についての満足度(%) *住民意識調査	44.3%	50.0%	55.0%

主要施策

(1) 町民活動団体の育成

町民活動団体の育成

町民の自主的な活動の実態とニーズを把握して、町民などを対象とした講座などを開催して、活動団体の育成を図ります。また、団体が集いやすい場の確保や、団体同士の情報交換の拠点づくりに努めます。

住民団体の活動の支援

多様な町民活動を育成・支援するため、地域の課題に対応する活動を募集すると共に、自主的なまちづくり活動に対する補助や助成金確保など、資金面の支援を行います。

関連施策

(1) 協働のためのルールづくり

協働のためのルールづくり

地域課題に対応する具体的な取組みを進めるために、町民と行政との基本的な姿勢や、活動の推進についてのルールやしきみなどについて、協働推進の計画や条例などにより定めます。

協働の機会の拡充

行政の各種の計画づくり事業の実施に際して、パブリックコメントの実施など町民と情報を共有すると共に、協働で進める機会を拡充します。

(2) 住民活動についての情報提供

町民との情報共有

誰もが自主的な活動に参加しやすくするために、ボランティアの募集や団体の活動情報などについて町民への情報提供を充実します。また、町民から活動などについての情報を行政に提供するように促します。

活動団体への情報提供

NPO法人などの各種機関や事業所が行う自主的な活動への支援の情報や、各種の講座・研修、団体の活動情報を提供します。

第2節 地域コミュニティ

施策がめざす将来の川辺町

地縁組織が連携して、地域での問題を主体的に解決する力が高まっています。

地縁組織と町民活動団体や事業所が連携して、様々な活動に取り組んでいます。

現状と課題

本町における自治会加入率は約78.32%（平成25年11月現在）で都市部と比べて高いものの、他市町村からの転入者や住民意識の変化により、自治会非加入者が増加しています。

自治会の役員や、活動の中心となっている町民の高齢化が進んでおり、活動の担い手の確保が課題です。

自治会などのコミュニティは防災、防犯をはじめとした地域課題を地域で解決することが必要です。また、自治会のみでは対応できない新たな課題に対しては、自主防災組織や子ども会、福寿会などの活動を促すことや、コミュニティにおける地縁組織、住民活動団体、企業との連携を促すことが必要です。

自治会活動の強化を図るためには、活動拠点となり地域防災の拠点ともなる集会施設の整備が必要です。

町民の価値観の変化や成熟社会化に伴い地域における問題も多様になっています。町民が求める地域づくりを進めるためには、町民が合意形成して地域が主体となり行動すると共に、地域と行政との協働がますます重要な課題となります。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
自治会加入率(%)	78.0%	80.0%	83.0%
自治会や地域活動に積極的に参加している人の割合(%) *住民意識調査	43.2%	50.0%	60.0%

主要施策

(1) 地域自治力の強化

地域自治のあり方の検討

高齢社会をみんなで助け合い、良好な地域を持続することができるようにコミュニティ意識の啓発と地縁組織の連携を強化すると共に、まとまった地域での組織づくりや補助金交付のあり方の見直しなど、新たな地域自治のしくみを検討します。

自治会の組織力の強化

自治会における事務機能の強化と事務の遂行を支援すると共に、自立的な組織運営を促します。

(2) 地域と行政との情報の共有

まちづくり座談会の開催

自治会と行政との情報の共有と、協働によるまちづくりを進めるために、区長会やまちづくり座談会などの機会を充実します。

関連施策

(1) 自治会活動の支援

自治会への加入の促進

行政の窓口における転入者への啓発、共同住宅の建設・管理者などへの啓発を進め、町民の自治会への加入を促します。

集会施設の充実

自治会活動の拠点である地区集会施設の整備を支援します。

(2) 地縁組織と住民の活動団体との連携

地縁組織と住民の活動団体との連携

多様な地域課題に対して、地域自らの解決力を高めるために、自治会・地縁組織と町内外の団体や事業所との連携の強化を図ります。

第3節

プロモーションと広報広聴

施策がめざす将来の川辺町

多様なメディアや町民からの情報発信により、川辺町の良いイメージが広く伝わっています。

川辺町の良いイメージとともに、婚活の支援により定住する人や人口が増えています。

町民が町行政に関心を高めており、積極的に意見や要望が行政に届けられています。

現状と課題

情報化社会であることを活かして、町民に対する広報広聴はもちろんのこと、町外にも広く川辺町の良さを情報発信すると共に、川辺町としての地域ブランドを創出して、町の活性化を図ることが課題です。

川辺町に若者が住み続けるためには、川辺町の良いイメージの形成とともに、子育て支援の推進のみならず、若者が結婚して幸せな家庭を築くために婚活を支援する必要があります。

広報活動は、広報誌の発行のほか、ホームページなどを通じて情報提供を行っています。

広報誌の届かない事業所や自治会非加入世帯があります。広報誌の配布の工夫や、多彩な媒体の活用や情報内容の充実により、町民の行政への関心を高めることが課題です。

広聴活動は、「町長への手紙」や「パブリックコメント」などにより、町行政に対する意見や要望の把握に努めてきました。町民に直接意見を聞くために、ホームページ、アンケート調査など、多彩な方法を採用することも必要です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
町ホームページへのアクセス数(月平均)	9,000	11,000	13,500
ダム湖は川辺町のシンボルになっているという人の割合(%) *住民意識調査	57.8%	60%	65%
住民の意見の把握(広聴)や広報の満足度(%) *住民意識調査	48.1%	50%	55%

主要施策

(1) 川辺町のプロモーションの推進

川辺町のブランドづくりとプロモーションの推進

まちの良好なイメージの素材について掘り起こし、川辺町としての地域ブランドを創出します。さらに、様々なメディアの活用や町民一人ひとりの参画により、町外に対して川辺町の情報発信を強化して、人口の流入、物産販売、企業誘致、来訪者の増加などを図るプロモーションを進めます。

(2) 川辺町のPRと婚活の支援

川辺町のPRと婚活の支援

「若者が家族をつくり子どもを産み育てて地域の持続性を高めるために、川辺町の良さをPRしながら婚活についての活動の支援を図ります。

関連施策

(1) 広報活動の充実

親しみやすい広報誌

広報誌において、行政情報や生活情報、身近な地域の情報の提供の充実を図ると共に、町民の声を反映した親しみやすい広報誌を発行します。また、事業所や自治会非加入世帯に対して、広報誌を配布します。

ホームページ、SNSの活用

町ホームページによる広報活動の充実を図ると共に、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）を活用して、情報提供の迅速化を図ります。

既存の媒体の活用

防災行政無線やケーブルテレビなど、それぞれの媒体の特色を活かして、町民への情報提供を充実します。

(2) 広聴活動の充実

町民の声の把握

「町長への手紙」や「パブリックコメント」をはじめとした広聴機会の拡充と共に、町ホームページの活用や意識調査などに実施により、町民の声が町行政へ届きやすくします。

町民への説明責任の遂行

町民への説明責任を果たすために、町民からの要望に応じてテーマ別の懇談会や説明会を開催します。

第4節

人権・男女共同参画・多文化共生

施策がめざす将来の川辺町

だれもが、平等で人権が尊重された明るく住みよいまちづくりが進んでいます。

家庭、地域、職場において、ワークライフバランスをとりながら、みんながいきいきと生活しています。

現状と課題

性別や年齢、国籍などにかかわらず、すべての人々の人権が尊重されることは、明るい地域社会を築くで重要です。

本町では、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権擁護委員による相談会、講演会、研修などの開催のほか、パンフレットの配布など、多様な方法で啓発を行っています。

本町においては深刻な人権問題や相談は多くはありませんが、近年では、いじめや虐待、暴力、高齢者、障がい者の人権侵害、インターネットでの個人の中傷、あるいは、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な人権侵害が社会問題となっています。このため、これらの問題の防止と問題が発生した際の的確な対応が必要です。

男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において参画することが求められています。

国の男女共同参画社会基本法等に基づく取組みを多様な主体が進めていますが、性別に対する固定観念や慣習などは人々の意識の中に根強く残っています。このため、男女がそれぞれの能力を十分に発揮でき、自らの意思によって生き方を自由に選択し、共に社会を築くことができるように、家庭、地域、事業所などにおいて意識啓発と行動を進めることが課題です。

本町に在住している外国人は約150人（平成25年）です。経済情勢によって変動がありますが、可茂地域においては人口に占める外国籍住民の割合が高く、地域住民との相互理解の推進が課題です。

地域生活において、生活習慣や文化、価値観の違いからトラブルが生じないよう、お互いの人権を尊重することや地域社会を共に築くことが必要です。

小・中学校においては英語指導助手を活用してきましたが、これまで以上に子どもや町民の国際感覚を養うための環境づくりが求められています。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
各種委員の女性の割合(%) * 町が主催する主要な審議会、委員会	18.0%	20.0%	25.0%
男女が尊重し合うように心がけている人の割合(%) * 住民意識調査	41.3%	45.0%	50.0%

主要施策

(1) DVや児童虐待の防止

DVや児童虐待の防止

ドメスティック・バイオレンスや児童虐待などについては関係機関と連携して防止を強化すると共に、事案が発生した場合には迅速に対応します。

(2) ワークライフバランスの促進

家庭、地域、職場におけるワークライフバランスの促進

女性の社会参画のために活動する団体を育成・支援していくと共に、女性が働きやすい環境づくりや、家庭における育児・介護等への社会的支援・地域における支援、育児休業などに対する社会的理解を高めるなど、ワークライフバランスの推進を事業所や家庭に促します。

関連施策

(1) 人権の尊重

人権推進の指針の策定

すべての人々の人権が尊重される明るい地域社会を築くために、人権教育・啓発の基本となる指針の策定に努めます。

人権尊重の推進

学校や地域社会など様々な機会における人権教育を一層充実し、人権が尊重された明るく住みよいまちづくりを進めます。

人権相談の充実

人権問題に対する啓発活動や、人権擁護委員などの専門家による相談活動の充実に努めると共に、関係機関と連携しながら住民が相談しやすい環境を整えます。

(2) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画推進の行動指針の明確化

男女共同参画社会の実現をめざすため、具体的施策の推進行動計画の策定に努めます。また、行政の率先行動として、行政の各種委員会や審議会等の女性の登用を拡大します。

第3編 基本計画

男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する学習機会や情報の提供、相談窓口の充実を進めると共に、家庭、学校、地域における、幅広い年齢層における男女平等意識の啓発を強化します。

(3) 多文化共生の推進

外国人の啓発

外国人に生活情報をわかりやすく伝えることに努めるほか、関係機関と連携して、外国人の相談機能を充実します。また、外国人に対して日本の生活習慣や文化の理解、日本語習得を促します。

外国人と共生するまちづくり

日本人と外国人とがお互いの人権を尊重し、異文化への理解を深められるような交流を促します。また、町民、団体、事業所等によるスポーツ、文化などを通じた国際交流活動を促します。

外国人の子どもの教育支援

学校教育における外国人児童生徒や帰国児童生徒に対し、県教育委員会と連携を図りながら、必要に応じ通訳や加配教員を配置します。

国際理解教育の推進

学校教育において、外国人による英語指導助手などの活用を図り国際化教育を推進します。また、生涯学習においては外国文化の認識を深めるための講座を開設するなど、国際理解教育の充実を図ります。

第5節 行政運営

施策がめざす将来の川辺町

町民に必要な各種の行政サービスが、より分かりやすく便利に利用されています。

行政改革や協働のまちづくりなどが進み、町民から行政や職員への信頼性が高まっています。

現状と課題

地方自治体は、自らの判断と責任によって地域にふさわしい公共サービスを提供しなければなりません。地方分権の進展や行財政事情が厳しい時代の今、町民や団体と協働して、お互いがサービスの担い手としての役割を果たすことが求められます。

町民への窓口サービスは、可茂地域内で各種証明書の広域相互交付を可茂地域で実施し、また、毎週水曜日には19時までの延長業務を行っています。近年、各地の自治体では、住民がより便利にサービスの提供が受けられるよう様々な取組みが行われています。

人口減少などの進行に対応するために、本町では簡素で効率的な行政システムをめざして行政改革を進めてきました。また、新たな行政課題や多様化、高度化する町民ニーズに対応するため、組織・機構を見直してきましたが、今後も時代に合わせ、柔軟に充実する必要があります。

質の高い行政運営を行うためには、職員が自己研さんして能力を高めることや、高い倫理観を持って業務を行い、町民からの信頼性を高めていくことが必要です。同時に、組織としても人材育成を図ることや、職員が業務を遂行するに際して必要な制度等の制定やプロジェクトチーム方式、職員提案制度などのしくみを強化することが課題です。

行政運営は、説明責任を一層果たすと共にコンプライアンスを確立することと、積極的な行政情報の提供により、町民と行政が協働してまちづくりを進めることが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
研修参加比率(%)	56%	60%	65%
情報公開・住民に開かれた行政への取り組みについての満足度(%) *住民意識調査	42.7%	45%	50%

主要施策

(1) 行政改革の推進

行政改革の推進

行政改革大綱の推進と見直しを図り、より簡素で効率的な行政システムの確立をめざします。

関連施策

(1) 時代に即した行政運営

計画的・効率的な行政運営の推進

分権型社会の実現をめざし、増大する行政ニーズに対して柔軟かつ計画的に行政運営を行います。

また、効率的な行政運営のため、指定管理者制度など民間活力の活用を図ります。

町民のニーズに対応したまちづくりの推進

自治会や町民のグループなど、地域住民との協働により、行政と地域、地域と地域が互いに協力して、より町民ニーズに対応したまちづくりを進めます。

(2) 組織と職員配置の適正化

組織・機構の適正化

新たな行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、時代に即した組織編成を図ります。また、重要・緊急課題には迅速・柔軟に対応できる組織づくりを進めます。定員管理については、定員適正化計画等に基づき、より適正に進めます。

人事管理の適正化と人材育成

人材育成基本方針等に基づき、効果的な研修への積極的な参加を促し、高い倫理感と能力を持った職員を育成します。また、職員の能力等を適正に評価し、人事や給与等の処遇に結び付けて職員のやる気を引出し、質の高い行政サービスを提供します。

庁内コンプライアンス体制の確立

職員が適正に職務を遂行するため、職員倫理とコンプライアンスの徹底を全庁的に進め、違法・不当な職務執行を早期に発見して是正できる体制を充実します。また、職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当要求行為等には厳正な態度で組織的に対処します。

(3) 開かれた町政の推進

町民との情報の共有

情報公開制度の適切な運用に努めると共に、町広報誌やホームページなどを通じ、行政情報を積極的に提供します。

個人情報の保護

町民の個人情報の取扱いを適正に行うと共に、個人情報保護条例に基づき、適正に個人情報を保護します。

第6節 財政運営

施策がめざす将来の川辺町

中・長期的な財政見通しのもとに、優先度、緊急性に基づいた事業が安定的な財源により計画的・効率的に実施され町民の信頼性が高まっています。

現状と課題

社会保障のニーズの増加等により行政需要はますます高まることが見込まれ、また、不安定な経済情勢や地方財政制度の改革などに伴い、町の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

これまでも行政改革を推進し、健全財政の維持に努めてきましたが、限られた財源を効果的に活用していくために、経常経費の節減と共に財源の有効な配分が必要です。

国・県等の補助金、地方交付税等の依存財源にあっては、その動向に注視しながら積極的な確保に努めなくてはなりません。また、町税は一層の納税意識の高揚と収納率（99.2%。平成24年度平均（国保除く））の向上を進めることと、各種の料金については受益者負担の適正化の観点から常に見直しを図っていくことが必要です。

今後も大幅な税収増は期待できない中で、将来に向かって健全財政を維持していくためには、中・長期的な財政見通しに立って計画的な財政運営に努める必要があります。

財政事情について町民の理解を深めながら、財源の有効活用を一層進めることや、既存の公共施設等のアセットマネジメントへの取り組みや、今後整備する施設についてはライフサイクルコストを試算するなど、将来負担も検討することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
実質公債費比率(%)	10.8%	10.0%	8.0%
将来負担比率(%)	22.1%	40.0%	20.0%
町税等の収納率(%) 現年課税分	99.2%	99.3%	99.3%

主要施策

(1) 財源確保の強化

自主財源の確保

人口の減少が避けられない中、自主財源の確保のために、企業誘致などの産業活性化や転出の抑制や、出生率の向上を支援します。

(2) 納税意識の高揚と町のPR

原動機付自転車の新課税標識の導入

ポート王国「川辺町」を町内外にPRすると共に、郷土愛を育み、地域の活性化を図るため、独自の課税標識（ナンバープレート）の導入を図ります。

(3) 社会基盤の有効活用

ストックの有効活用と総合的マネジメント

公共施設等のストックの有効活用を図ると共に、社会基盤全体の維持のための財政負担を予測して、総合的なマネジメントを図ります。

関連施策

(1) 財源の有効活用

財源の重点配分

施策のスクラップアンドビルドを進め、財源を新規事業に充てるなど、重点的な財源配分に努めます。

財源の有効活用

経常経費の削減を進めると共に、民間活力の導入など、コスト意識を徹底した財政運営を強化します。

(2) 財源の安定確保

効果的な財源確保

国・県等の補助金、地方交付税等はその動向を注視しながら、積極的な確保に努めます。また、町債については、償還費に対する国の財源措置等を考慮し、将来の財政負担を予測しながら活用を図ります。

税等の確保

町税については、適正かつ公平な賦課徴収に努めると共に、一層の納税意識の高揚と収納率の向上に取り組みます。また、使用料、手数料などの各種の料金については、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを図ります。

(3) 計画的な財政運営

健全財政の維持

将来に向かって健全財政を維持していくために、中・長期的な財政見通しを策定し、事業の優先度、緊急性を考慮しながら健全財政の維持に努めます。大規模事業等については、特定目的基金を設置するなど、計画的な財源確保を図ります。

(4) 透明性の確保

財政状況の分析と公開

一般会計と特別会計等を含めた連結決算やバランスシートの作成など、財政健全化法に基づく、財政指標、新地方公会計制度に基づく財務諸表により、財政状況の把握に努めます。また、町の財政状況については、町広報誌やホームページを通じて町民に分かりやすく公開します。

：実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

：将来負担比率

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

第7節

定住自立圏・広域行政

施策がめざす将来の川辺町

定住自立圏や一部事務組合などの広域行政が進み、質の高い行政サービスを住民が受けています。

現状と課題

可茂地域においては、中濃地方拠点都市地域の計画に基づいて、公園文化をテーマとして広域的な見地から魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、その財源が不足してくるため、取組みの継続が課題となっています。

美濃加茂市を中心市とする定住自立圏構想「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に本町も参加し、多様な行政サービスを共同で取り組み成果を上げてきており、今後も継続することが望まれます。

一部事務組合については、可茂地域において衛生施設利用組合や消防事務組合などのを設置し、事務の共同処理を行っています。また、後期高齢者医療に対応するために、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が共同して保険業務を行っています。

今後も新たな行政課題に対処するために、広域行政を充実することや、近隣市町村と連携を図り効率の良い行政サービスを推進することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
住み続ける人の割合(%) * 住民意識調査(ずっと住み続ける・できれば住み続けたい)	81.3%	83.0%	85.0%

主要施策

(1) 定住自立圏構想の推進

みのかも定住自立圏共生ビジョンの推進

「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、川辺町を含めた周辺町村や民間企業と連携し地域の活性化を図ります。

関連施策

(1) 広域行政の推進

事務の広域化の推進

新たな行政課題が発生した時は、事務・事業の広域化について近隣市町と共に検討を進めます。